地方独立行政法人北海道立総合研究機構にかかる
第３期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績報告書

令和６年４月

地方独立行政法人北海道立総合研究機構

目　　次

Ⅰ　法人の概要　1

Ⅱ　総括実績（令和２～４年度）　3

１　総括

２　計画の全体的な進捗状況

Ⅲ　項目別実績

第１　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
１　研究の推進及び成果の普及・活用　12
(1) 研究ニーズへの対応
(2) 研究の推進
(3) 研究の評価
(4) 研究成果の発信・普及
２　知的財産の管理・有効活用　37
３　総合的な技術支援の推進　40
(1) 技術相談、技術指導等の実施
(2) 依頼試験、設備使用等の実施
(3) 建築性能評価、構造計算適合性判定の実施
(4) 地域や産業の担い手の育成
４　連携の推進　45
(1) 外部機関との連携
(2) 行政機関との連携
５　広報機能の強化　48

第２　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
１　業務運営の基本的事項　50
２　組織体制の適切な見直し　51
３　業務の適切な見直し　52
(1) 事務処理の簡素化等
(2) 道民意見の把握及び業務運営の改善
４　職員の能力向上と人材の確保　54
(1) 職員の能力や意欲の向上
(2) 人材の確保及び育成

第３　財務内容の改善に関する目標を達成するための措置
１　財務の基本的事項　59
２　多様な財源の確保　60
(1) 外部資金の獲得
(2) 自己収入の確保
３　経費の効率的な執行　63
(1) 経費の執行
(2) 管理経費の節減
４　資産の管理　65

第４　その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置
１　施設・設備の整備及び活用　66
(1) 施設等の整備
(2) 施設等の維持管理
２　内部統制の整備　68
(1)コンプライアンスの徹底
(2)安全確保・リスク管理
(3)情報セキュリティ管理
３　社会への貢献　73
(1)国際協力
(2)科学技術に対する道民等の理解の促進
(3)災害等への対応
４　情報公開　76
５　環境への配慮　77

Ⅰ　法人の概要

※令和６年３月31日現在（ただし、(5)資本金の状況は令和５年３月31日、(10)職員の状況は令和５年６月１日現在）

(1) 法人の名称

地方独立行政法人北海道立総合研究機構

(2) 設立目的

農業、水産業、林業、工業、食品産業、環境、地質及び建築の各分野に関する試験、研究、調査、普及、技術開発、技術支援等を行い、もって道民生活の向上及び道内産業の振興に寄与する。

(3) 設立の根拠となる法律名

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）

(4) 事業内容

①農業、水産業、林業、工業、食品産業、環境、地質及び建築の各分野に関する試験、研究、調査、技術開発を行うこと。
②前号に掲げる業務に関する普及及び技術支援を行うこと。
③試験機器等の設備及び施設の提供を行うこと。
④前３号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(5) 資本金の状況（令和５年３月31日現在）　**（単位：千円）**

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
道出資金	25,349,723	0	55,512	25,294,211
資本金合計	25,349,723	0	55,512	25,294,211

(6) 役員の状況

役　職	氏　名	任　期	担　当	経　歴
理事長	小髙　咲	自　R4.4.　1 至　R7.3.31	総括	元(株)北海道二十一世紀総合研究所取締役副社長
理　事	横田喜美子	自　R5.6.　1 至　R6.3.31	経営管理担当	元北海道総合政策部参与
理　事	丸谷　知己	自　R4.4.　1 至　R6.3.31	研究戦略担当	元北大大学院農学研究院長兼大学院農学院長兼農学部長
理　事	鈴木　大隆	自　R4.4.　1 至　R6.3.31	研究事業担当	元建築研究本部長兼北方建築総合研究所長
監　事	折原　博樹	自　R4.9.13 至　令和６年度財務諸表承認の日まで		元有限責任監査法人トーマツ

(7) 事業所等の所在地

【法人本部】　：札幌市北区北19条西11丁目　北海道総合研究プラザ

【農業研究本部】
中央農業試験場　：夕張郡長沼町東6線北15号
　水田農業部　：岩見沢市上幌向町216番地
　遺伝資源部　：滝川市南滝の川363-2
上川農業試験場　：上川郡比布町南1線5号
道南農業試験場　：北斗市本町680番地
十勝農業試験場　：河西郡芽室町新生南9線2番地
北見農業試験場　：常呂郡訓子府町字弥生52
酪農試験場　：標津郡中標津町旭ヶ丘7番地
　天北支場　：枝幸郡浜頓別町緑ヶ丘8丁目2番地
畜産試験場　：上川郡新得町字新得西5線39番地1
花・野菜技術センター　：滝川市東滝川735番地

【水産研究本部】
中央水産試験場　：余市郡余市町浜中町238番地
函館水産試験場　：函館市弁天町20番5号

釧路水産試験場　　：釧路市仲浜町4番25号
　調査研究部　　：釧路市浜町2番6号
網走水産試験場　　：網走市鱒浦1丁目1番1号
　加工利用部　　：紋別市港町7丁目8番5号
稚内水産試験場　　：稚内市末広4丁目5番15号
栽培水産試験場　　：室蘭市舟見町1丁目156番3号
さけます・内水面水産試験場　：恵庭市北柏木町3丁目373番地
　道東センター　　：標津郡中標津町丸山3丁目1番地10

【森林研究本部】
林業試験場　　：美唄市光珠内町東山
　道南支場　　：函館市桔梗町372-2
　道東支場　　：上川郡新得町字新得西5線39番地1
　　畜産試験場庁舎内
　道北支場　　：中川郡中川町字誉300
林産試験場　　：旭川市西神楽1線10号

【産業技術環境研究本部】
工業試験場　　：札幌市北区北19条西11丁目
食品加工研究センター　：江別市文京台緑町589番地4
エネルギー・環境・地質研究所　：札幌市北区北19条西12丁目
　地域地質部　沿岸・水資源グループ　：小樽市築港3番1号
　道東地区野生生物室：釧路市仲浜町4番25号
　　釧路水産試験場庁舎内
　道南地区野生生物室：檜山郡江差町字陣屋町336-3　檜山振興局内

【建築研究本部】
北方建築総合研究所　　：旭川市緑が丘東1条3丁目1番20号
　建築性能試験センター：札幌市中央区北3条西7丁目　道庁別館西棟

(8) 組織

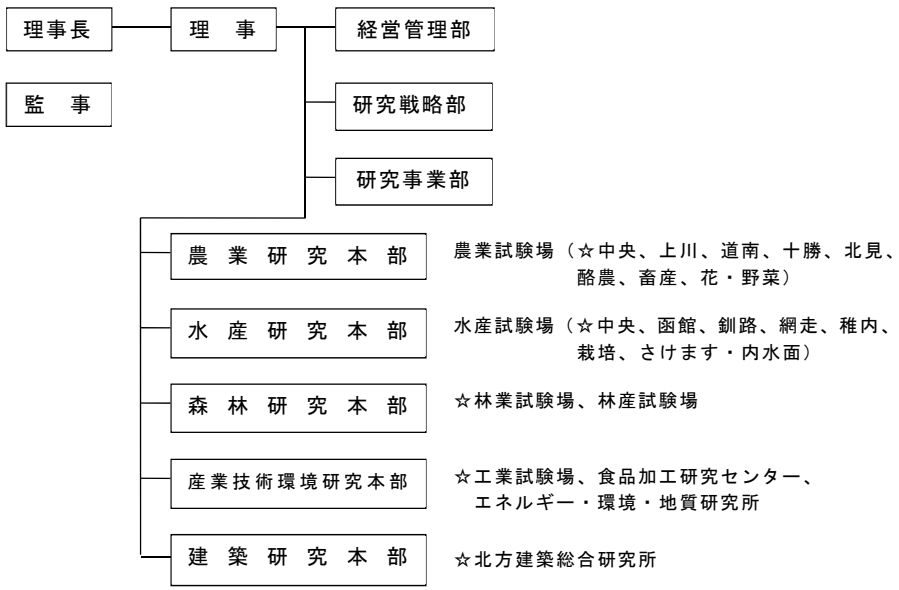

※　☆印：研究本部の企画等を担う組織

(9) 沿革

道立試験研究機関は、道民生活の向上や道内産業の振興を目指して、研究開発等を行い、その成果を道民に還元してきたが、近年の道民ニーズの複雑化、多様化などの情勢等を踏まえ、道立試験研究機関が果たしてきた機能の維持・向上を図り、これらの変化に対応できる組織とするため、平成22年４月１日に22の試験研究機関を統合して、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）を設立した。

現在、農業、水産業、林業、工業、食品産業、環境、地質及び建築の各分野や地域における課題等に対応した研究開発、技術支援等を実施している。

(10) 職員の状況（令和５年６月１日現在）

常勤職員は、1,093人（前年度同期比５人減少）であり、平均年齢は46.1歳となっている。

(11) **理念**

道民生活の向上及び道内産業の振興に貢献する機関として、未来に向けて夢のある北海道づくりに取り組みます。

【使命】

わたしたちは、北海道の豊かな自然と地域の特色を生かした研究や技術支援などを通して、道民の豊かな暮らしづくりや自然環境の保全に貢献します。

【目指す姿】

わたしたちは、世界にはばたく北海道の実現に向け、幅広い産業分野にまたがる試験研究機関としての総合力を発揮し、地域への着実な成果の還元に努め、道民から信頼され、期待される機関を目指します。

【行動指針】

わたしたちは、研究者倫理や法令を遵守し、道民本位の視点とたゆまぬ向上心を持って、新たな知見と技術の創出に努めるとともに、公平かつ公正なサービスを提供します。

(12) **第三期中期目標（期間：R2.4.1～R7.3.31）**

① 研究の推進及び成果の普及・活用
② 知的財産の管理・活用
③ 総合的な技術支援の推進
④ 連携の充実強化
⑤ 広報機能の強化

Ⅱ　総括実績（令和２～４年度）

（１）総括

本法人は、平成22年４月、新たな基本理念を掲げ、22の道立試験研究機関を統合して、地方独立行政法人として発足した。研究の戦略的な展開及び成果の普及、総合的な技術支援及び社会への貢献などを重要な使命とし、北海道のための総合的な研究機関として、外部の機関と連携しながら、さまざまな取組を進めてきた。

１　研究の推進

総合力を発揮して取り組む研究分野として、「食」、「エネルギー」、及び「地域」を重点領域として設定し、各年度重点的に取り組む研究開発を明確にした研究開発の重点化方針などを定め、研究開発を戦略的に展開した。

・近未来の社会構造の変化を見据えた力強い北海道食産業の構築
・地域特性に応じた再生可能エネルギー供給と省エネルギー技術の社会実装
・持続可能な農村集落の維持・向上と新たな産業振興に向けた対策手法の確立

こうした研究の重点化に沿って、道の重要な施策等に関わる分野横断的な研究を外部の機関と連携して行う戦略研究や、事業化・実用化を目指す研究である重点研究、技術力の維持向上等に必要な基盤的な研究などからなる経常研究、競争的資金を活用した公募型研究など、毎年600課題を超える研究に取り組み、研究成果については、必要に応じて知的財産権として保護・管理するとともに、順次、企業等に普及、移転するなど、全体として、着実に研究を推進した。

研究課題については、外部有識者を交えた研究課題検討や自己点検評価、研究評価委員会による外部評価を実施し、研究の進捗管理や新たに取り組む研究を立案するなど、効果的・効率的に研究を推進した。

２　知的財産の有効活用

研究や技術支援等の成果として得られた重要な知見や新しい技術については、本部内に設置した知的財産審査委員会において、技術の内容、活用見込みなどを踏まえ知的財産権取得の適否について審査し、出願が適当と認められる技術について特許出願等を行った。併せて、保有する特許権等の維持の必要性を審査し、活用が見込めない特許権等を整理するなどして、知的財産権の適切な管理を行った。

３　総合的な技術支援

道総研の総合力を活かして、技術相談、技術指導、講師等派遣・依頼執筆、課題対応型支援、技術審査、依頼試験、試験機器等の設備使用、技術開発派遣指導などのさまざまな技術支援を行った。また、ホームページ、メールマガジン、フェイスブックなどSNSの活用等による技術支援制度等の周知、展示会や成果発表会、市町村等への訪問やセミナーにおけるＰＲにより、技術支援件数の増加に取り組んだ。

４ 連携の推進

第三期中期計画の期間中、新たな連携協定を13件締結して連携基盤の構築を図るとともに、国、市町村、大学、金融機関等の職員に連携コーディネーターを委嘱し、道総研内外の連携に関する情報交換・意見交換を行い、外部の機関との連携を推進した。

また、連携協定や連携コーディネーターのネットワークを活用して、共同研究の実施、技術支援、研究交流会の開催、展示会、セミナーの開催等イベントへの相互協力や人材交流等を行ったほか、北海道総合研究プラザ等を連携拠点として活用した研究会・講習会等を対面又はオンラインで開催し、成果の普及や技術交流に取り組んだ。

５ 広報活動の推進

プレスリリースによる情報提供に加え、道総研が主催する道民を対象としたセミナーや連携協定先と共催した「知活（ちいき）ゼミナール」、「サイエンスパーク」等を通じて研究成果や技術支援のＰＲを行ったほか、地域セミナーの開催など幅広い広報に取り組んだ。

また、「第２期成果集」、企業と共同開発した商品等の事例を登載した冊子「キラリと光る北海道の注目技術」を、各種イベント開催や関係機関、企業訪問の際に活用したほか、ホームページ、メルマガ、フェイスブックやYouTubeを連携させた効果的な情報発信に努め、道民に身近でわかりやすい広報に取り組んだ。

（２）計画の全体的な進捗状況

中期計画の進捗状況を把握するため、全52項目について自己点検評価を行った結果、３評定48項目（92.3%）、２評定 ４項目（7.7%）となり、全体として概ね計画どおり取組を実施し、一定の成果を上げることができた。

各項目の進捗状況は次のとおり。

第１　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

第１分野（30項目）は、３評定29項目（96.7%）、２評定１項目（3.3%）となり、研究成果の発信・普及を除き、おおむね計画どおりに取組を実施した。

主な内容は次のとおり。

1 研究の推進及び成果の普及・活用

(1)研究ニーズへの対応（№１）

・研究課題調査については、企業や行政、関係団体との連絡会議や意見交換会、道総研ホームページの専用フォーム等から、実用化・事業化につながる研究ニーズを収集した。また、調査結果について、道総研ホームページで概要を公表した。

(2)基盤的な研究、実用化を推進する研究等の実施（No.２）

・基盤的研究をはじめ、実用化につながる研究として３年間で延べ1,897件の研究課題を実施し、実績額は4,866,081千円だった。研究の推進にあたり、研究ロードマップ等に基づき、限りある研究資源を効果的・効率的に配分し、研究の質の向上を図るため外部有識者の参画を得て研究課題評価を実施するなど、戦略的に研究開発を推進した。

・「道産コーンウイスキープロジェクト」及び「道産養殖サーモンプロジェクト」を開始するとともに、北海道が直面する重要課題の解決につながるチャレンジプロジェクトの新規テーマの企画・検討を実施した。

(3)研究の重点化（No.３）

・分野横断的に実用化に繋がる研究開発を戦略的・重点的に展開し、一定の成果を得た。新たな調味素材のブリ節を用いた製品開発、自治体の事業を対象にした再エネ・省エネ技術の社会実装、効率的な交通システムの構築などを通して、食関連産業の振興、再生可能エネルギーの利活用、持続可能な地域社会の実現に貢献した。

(4)外部機関と連携した研究の推進（No.４）

・外部機関と連携した研究の推進については、数値目標をやや下回るものの、３カ年で 1,200 課題の試験研究を実施した。応募の必須要素である基盤研究の推進や職員研修を通して応募書類の作成能力の向上を図るなど、より多くの公募型研究が提案、採択されるための環境づくりを行った。

(5)研究開発の推進方向

令和２～４年度における代表的な業務実績を以下に示す。

ｱ　農業に関する研究推進項目（No.５～７）

・優れた特性を有する水稲・畑作物などの品種開発と省力安定生産技術の開発においては、「きらら397」、「そらゆき」よりかなり多収で、移植後の水田でのいもち病の薬剤防除を省略できる、中食・外食向け水稲新品種「空育195号」を開発し、今後、「きらら397」等に置き換わり生産現場で活用される。また、水稲栽培において育苗箱当たりの播種量を増やして育苗期間を短縮する技術の導入で、育苗箱数が５割以上削減され労働時間を減らせることを示し、生産現場において活用された。

ｲ　水産に関する研究推進項目（No.８～10）

・地域水産業の振興のための技術開発については、ホッキガイ、アサリ、マガキ等、二枚貝の資源増大や種苗生産に関する技術開発を行った。また、多段式水槽を用いてエゾバフンウニ種苗を高成長かつ低コスト・省力的に生産する技術開発を行うとともに、キタムラサキウニを養殖して需要が高まる冬期に出荷する研究に取り組み、ウニの身入りを促進する配合飼料の開発を行った。これらの技術は各地の漁業生産現場で活用される。

ｳ　森林に関する研究推進項目（No.11～12）

・森林資源の循環利用を推進する林業技術の開発において、クリーンラーチ挿し木苗の採穂台木育成から幼苗の移植に至る過程を高度化・体系化した育苗管理技術を開発した。この成果は苗木生産事業者に活用されている。また木材産業の競争力向上と道産木材の利用技術の開発については、道産木質原料による粗飼料製造技術および粗飼料製造の事業性評価ツールを開発した。これらの成果は、木質粗飼料の普及拡大や粗飼料製造事業への参入に活用される。

ｴ　産業技術に関する研究推進項目（No.13～14）

・農水産物の品質・加工適性などの評価と利活用技術の開発については、農畜水産加工品の高品質化技術、調理品製造技術、品質評価技術、利活用技術等の開発に取り組んだ。これらの成果は、道内食品製造企業において、道産馬鈴しょを原料とした品質と保存性を兼ね備えた半調理製品の開発、道産牛肉の特性を活かした仕向け拡大や食肉加工品開発、北海道の赤ワインの特徴である酸味を活かした赤ワイン製造技術等、多くの商品開発に活用される。

ｵ　エネルギー・環境・地質に関する研究推進項目（No.15～17）

・気候変動により激甚化する豪雨災害に対応するため、UAVやAIを活用した海岸流木漂着量の迅速把握手法の開発に取り組んだ。この成果は自治体における流木災害対応に活用される。また、エゾシカの被害低減と資源化をめざし、草地適用型囲いわなを開発するとともに捕獲個体の肉質管理方法を明らかにした。この成果は北海道のエゾシカ管理計画の推進に貢献した。

ｶ　建築・まちづくりに関する研究推進項目（No.18～19）

・建築技術の開発と高度化のための研究開発については、北海道胆振東部地震での住宅用途及び建築年代別の被害状況を明らかにするとともに、既存壁の利用や解体範囲を少なくした補強工法により耐震性を向上させる復旧・耐震改修技術を提案した。また、コンクリート部材のひび割れをAIで自動検出するための基礎技術を開発した。これらの成果は住宅の耐震改修、建物の外観調査に関する技術開発などで活用される。

○研究推進項目別の実績（No.５～19）

区　　分			課題数	実績額(千円)
農　　業	No. 5- 7	３項目	696	2,120,604
水　　産	No. 8-10	３項目	288	1,009,009
森　　林	No.11-12	２項目	270	384,533
産　業　技　術	No.13-14	２項目	214	391,940
エネルギー・環境・地質	No.15-17	３項目	301	696,021
建　　築	No.18-19	２項目	128	263,974

重点的に取り組む研究推進項目

区　　分	課題数	実績額(千円)
食　　関　　連	741	2,488,995
エネルギー関連	106	249,817
地　　域　　関　　連	237	437,672

（上記「研究推進項目別の実績」の内数）

(6)研究ロードマップ（No.20）

・研究ロードマップを作成することで、研究成果の事業化・実用化等を見据え、研究における中長期の研究目標、研究成果の普及方法を明確化し、研究内容の関係性等を視覚化した。また、社会情勢や研究ニーズの変化を考慮して適宜内容の更新・見直しを行った。これらにより研究開発を効果的に推進するとともに、研究本部相互で情報共有を図った。

(7)研究の評価（No.21）

・道総研本部において外部有識者で構成する研究評価委員会を実施し、3カ年で述べ73件の研究課題を評価した。各研究本部において専門分野の外部有識者が参画する研究課題検討会を実施し、３カ年で述べ1,482件の研究課題を評価した。新規課題の選定、進捗状況の管理、研究内容の見直しを通して、研究の質の向上を図った。

(8)研究成果の発信・普及（No.22）

・研究成果発表会やセミナーについては、期初、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの、オンライン開催や対面とオンラインのハイブリッド開催などを積極的に進め、遠地からの参加者や新規の参加者を獲得するなど、幅広い層に普及した。成果の公表方法については従来の刊行物に加え、動画による配信も積極的に行った。

・各種技術資料を作成し、ホームページへの掲載や展示会等での配布、常設展示コーナーや連携機関での配架を進めた。特に社会的関心の高い研究成果等をフェイスブックやメルマガで紹介するなど、研究成果の普及に取り組んだ。展示会への出展については、期初は新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの、オンラインでの出展を継続し、広く利用者への情報発信を図った。企業訪問も新型コロナウイルス感染症が収束しつつあることから、訪問数が増加傾向にある。

・農業、水産、森林の各研究本部では、道の普及組織と緊密な連携を図り、生産者に対して最新の研究成果や知見に関する情報共有、研究・普及活動の相互協力について意見交換を行うとともに、研究成果を生産現場における現地指導に活用した。

・研究成果の発信・普及にあたり、公式シンボルマークの活用推進に務め、新たに一般向けに「きらり道総研」ロゴを制作するとともに、ノベルティの拡充を図り、道総研の認知度向上に努めた。

2　知的財産の管理・有効活用（No.23）

・研究や技術支援等の成果として得られた重要な知見や新しい技術については、本部内に設置した知的財産審査委員会において、技術の内容、活用見込みなどを踏まえ知的財産権取得の適否について審査し、出願が適当と認められる技術について特許出願等を行った。併せて、保有する特許権等の維持の必要性を審査し、活用が見込めない特許権等を整理するなどして、知的財産権の適切な管理を行った。

・道総研が保有する特許権等について、北海道知的所有権センターなど知的財産の支援団体と連携するなどして、企業等への特許等の利用の促進を図った。

・出願公表された品種について、道及び農業団体等と連携して新品種の利用の促進を図った。

3　総合的な技術支援の推進（No.24～27）

・技術相談では、道民や企業等からの様々な技術的な問い合わせ・相談に対応し、関連する技術や研究成果等の情報を相談者に提供した。また、各試験場等の専門とする分野に応じた技術指導を実施した。

・講師等派遣・依頼執筆については、発表会・講演会・セミナーへの講師派遣や委員会の委員等に就任して必要な助言を行うとともに、各種の刊行物や業界誌・専門誌、連携協定先が発行する刊行物等への原稿執筆を行った。

・課題対応型支援では、通常の技術指導に加えて、追加・補助的な試験、分析、測定、調査、評価等を実施し、より実効性の高い支援を行った。

・技術審査については、国等の公募型事業や助成事業等に係る企業等の提案資料の書面審査を行った。

・技術開発派遣指導では、職員を道内中小企業等や地域の中核的な試験研究機

関に派遣して技術指導し、商品開発や特許出願につなげた。
・技術相談、技術指導等の利用促進に向け、企業訪問に加え、ホームページ、メールマガジン、フェイスブックなどSNSの活用により技術支援制度等の周知を行ったほか、展示会等においてパンフレット配布などの広報活動を行った。
・複雑化・多様化するニーズに対応するため、道総研本部に総合相談窓口を設けて電話やメールで幅広く相談を受け付け、関係する研究機関において的確な対応を行った。また、道総研では対応が難しい案件については、適切な外部の研究機関や企業、専門家を紹介し、相談者が抱える課題の解決につながるよう努めた。
・企業等からの依頼に対し、依頼試験、設備使用等の対応を行った。期初は新型コロナウイルス感染症の影響を受けたが、Web会議による事前相談の実施などの対策を講じたことから、令和４年度には申込件数が概ね回復した。
・依頼試験成績書の記載ミスの再発防止のため、成績書発行に当たってのダブルチェック体制の確立や、試験データの適切な保存などに関して、会議等で各研究本部に周知・徹底を図った。
・技術支援制度の利用者を対象に毎年アンケートを実施した。「利用しやすかった」との意見が大半であったが、一部「手続きの煩雑さ」や「相談する部署がわかりにくい」などの意見があったため、相談者への丁寧な説明や、様々なＰＲ場面で総合相談窓口の紹介に努めるなど改善を図った。
・研修会、講習会、展示会などでのＰＲや、ホームページ等による情報発信により、技術支援制度の周知や利便性向上に努めるとともに、連携機関と協力したＰＲ活動を行い、利用拡大に努めた。
・国土交通省の指定性能評価機関の指定を受けている建築研究本部において、防耐火構造等の性能評価試験を実施し、性能評価審査会で了承を得たものについて評価書を発行した。また、建築性能評価の申請者からの依頼に応じて、試験体の製作を行った。
・北海道知事から指定構造計算適合性判定機関の指定及び委任を受けている建築研究本部において、建築主またはその代理者からの申請等により、建築基準法に基づく構造計算適合性判定を実施した。
・地域産業の担い手、普及指導員、学生などを受け入れ、技術や知見等の普及指導の研修会や講習会を開催した。また、大学等の学生向けに、実習や研修を通じた教育指導および就業体験を実施した。

４　連携の推進（No.28～29）
・新たに13件の連携協定を締結するとともに、既に協定等を締結している機関を含めて連携を進め、共同研究の実施、技術支援、研究交流会・展示会・セミナーの開催、イベントへの相互協力や人材交流等を行った。
・国、市町村、大学、金融機関等の職員に連携コーディネーターを委嘱し、道総研内外の連携に関する情報交換・意見交換を行うとともに、道総研に対する理解を深めてもらい、外部機関との一層の連携を図った。
・北海道総合研究プラザ等を拠点に研究会等を開催したほか、連携協定先である大学等と、対面もしくはオンラインで連携協議会を開催し、共同研究や技術支援等の連携に関する情報交換・意見交換を行った。
・道関係部との連絡会議を開催し、道の施策や道総研の研究成果等に関する情報を共有するとともに、協力体制を維持強化することによって、社会情勢の変化に伴う諸課題の解決に向けた研究の推進や、道施策への研究成果の反映を図った。
・国や国立研究開発法人との連絡会議や意見交換等により、国の各種施策や優先的に取り組む必要のある課題について情報収集を行い、研究課題の設定や技術支援への反映を図るとともに、外部資金の獲得にも活用した。
・（総合）振興局、市町村との連絡会議や意見交換等を通じて研究ニーズの把握等を行い、研究課題の設定や技術支援への反映を図った。

５　広報機能の強化（No.30）
・組織内広報の推進や広報研修の実施により、広報機能の強化、広報活動の質の向上を図った。
・報道機関とのネットワーク構築により、発信した情報が記事化されるよう努めた。加えて、ホームページやメールマガジンなど、ICTや報道機関を活用した広報活動を展開し、道総研の認知度向上や利用拡大に努めた。
・道総研が主催、あるいは連携機関と実施する一般向けセミナー、北海道と共催する「サイエンスパーク」、他機関が主催するイベント等を通じて、道民や企業、報道機関等を対象とした広報に取り組み、利用者ニーズの把握につなげられるよう、双方向のコミュニケーションを図った。

第２　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

第２分野（６項目）は、３評定６項目（100.0%）となり、計画どおりに取組

を実施した。

主な内容は次のとおり。

1　業務運営の基本的事項（No.31）

・効果的な業務運営の展開やその改善及び効率化を図るため、毎年度、業務実績に対する評価結果や、社会経済情勢の変化を踏まえて必要な見直しを行うなどして、「予算編成方針」「人事異動方針」「組織機構改正等に当たっての基本的視点」を策定した。

・予算配分については、これらの方針に基づき、また各研究本部の要望も勘案することで、組織間の連携強化はもとより、各組織の活性化を図った。

・予算編成にあたっては、「予算編成方針」に基づき、各研究本部と調整しながら、各年度において重点的に取り組む課題等に対して適切な予算措置を行った。

・人員配分については、外部環境の変化に柔軟に対応できる研究体制の構築や、限られた人員の効果的な配置、業務の効率的な運営などを図るため、各研究本部の要望等を踏まえ、研究本部別配分数を決定し、必要な体制を構築した。

・前年度の業務実績に対する評価が「やや遅れている」とされた項目について、各種取組を実施し、評価結果を適切に業務運営に反映させた。

2　組織体制の適切な見直し（No.32）

・組織体制の見直しや人員の弾力的な配置による小規模拠点の廃止、サテライト化など、効果的・効率的な組織運営を展開するため、組織体制の改善に資する取組を十分に実施した。

3　業務の適切な見直し

(1)事務処理の簡素化等（No.33）

・「事務改善に関するガイドライン」による取組が浸透し、事務用品の購入にあっては使用目的や必要性、経済的な観点等を十分考慮し購入するなど、事務的経費の縮減に取り組んだ。
また、現状の財務事務処理手順等の実態を踏まえ、情報の共有化やペーパーレスの推進に取り組んだ。

(2)道民意見の把握及び業務運営の改善（No.34）

・研究成果発表会や施設公開デー、各種セミナーの参加者に対してアンケート調査を実施し、得られた意見や要望等を踏まえて、開催内容等の充実を図った。

・技術支援制度、共同研究、受託研究の利用者、知的財産権の許諾先を対象に意見調査を実施し、得られた意見を踏まえて業務運営の改善に向けた取組を実施した。

・市町村や関係団体を対象としたアンケート調査をホームページ上で実施し、今後の業務運営に役立つ意見等を得た。

4　職員の能力向上と人材の確保

(1)　職員の能力や意欲の向上（No.35）

・テレワークシステムの導入による、ワークライフバランスの推進や、人事評価制度の適切な運用を行うとともに、職員表彰など、職員の能力や意欲の向上に資する取組を十分に実施した。

(2)人材の確保及び育成（No.36）

・新たな試験区分として、専門性にとらわれない「複合領域」試験を実施するなど、職員採用計画に基づいて、将来を見据えた採用試験を実施したほか、必要な能力の向上等を図る「職員研修計画」に基づく研修の実施など、優秀な人材の確保及び育成に資する取組を十分に実施した。

・業務に必要な専門知識や技術等を習得させるため、国内外の外部機関へ派遣しての研修を計画したものの、新型コロナウイルス感染症感染拡大による影響により、国外への派遣研修など一部の研修を中止した。一方、オンライン形式を活用して、外部講師を招へいし、知的財産の取得や外部資金獲得等の職場内研修を実施するなど、研究職員の能力向上のための研修を行った。

・研究職員の柔軟な発想により研究課題に取り組む「職員研究奨励事業」の実施により、先導的研究や成果活用のための課題を自ら提案し、競争的に経費を獲得することを通して、職員の技術力や資質を向上させ、道総研全体の研究開発能力の向上を図った。

第３　財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

第３分野（６項目）は、３評定６項目（100.0%）となり、計画どおりに取組を実施した。

主な内容は次のとおり。

1　財務の基本的事項（No.37）

・財務諸表等の公表に当たっては、法定書類（財務諸表、事業報告書、決算報告書）に、別に作成した「決算の概要」を添付するなどして、道民等が法人の財務内容等についての理解が深められるよう工夫改善に努めた。

・研究関連経費及び人件費分を除いた運営費交付金が、毎年度前年度比１％縮減となる中で、業務運営に支障が生じないよう、自主財源の確保や支出予算の厳正かつ効果的・効率的な執行の徹底を盛り込んだ予算執行方針の策定などの取組を行った。

2　多様な財源の確保（№38～39）

・職員向け研修として、競争的資金研究の審査員経験者による近年の採択傾向や審査のポイントの説明、効果的な申請書やビジュアル資料の作成方法、外部資金獲得のメリットなど研修内容の見直し・強化を図り、外部資金獲得に向けた取組を行った。また、研究事業部門の会議の場において積極的な取組の推進について周知徹底した。

・特許等の実施許諾や新品種の利用許諾については、北海道知的所有権センターなど知的財産の支援団体や農業団体等と連携し、技術普及イベントの活用により知的財産権のＰＲや企業等とのマッチング活動を行い、積極的に知的財産収入の確保に取り組んだ。

・ホームページや研修会、展示会等のイベントを活用して、依頼試験・設備使用の利用促進に向けた取組を行うことにより、依頼試験収入等の確保が図られた。

3　経費の効率的な執行

(1)経費の執行（No.40）

・経費の執行に当たっては、年度執行計画を作成し、四半期ごとの計画的な執行額を設定するとともに、毎月、予算差引一覧表や合計残高試算表を活用し、役員会で収益や資金等の状況を確認するなど、計画的執行を図った。

・監査計画、内部検査及び内部監査計画に基づき、業務運営に関する監査や会計事務処理に係る検査、公的研究費の適正な管理・執行を図るための実地監査及び書面監査について、実施した。
なお、令和２年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、Web会議システムも活用し、監事監査や内部監査等を実施した。

・各年度において予算執行方針を作成するとともに、「財務会計システムの基本操作（簡易マニュアル）」や「会計手続の手引（複式簿記編）（R3策定）」等を用いた研修を行うなど、情報の共有化を図った。

(2)管理経費の節減（No.41）

・「事務改善に関するガイドライン」に基づく取組を徹底するとともに、電力供給契約について競争入札を実施したほか、小売電気事業者が実施する節電プログラム促進事業に参加するなど、維持管理経費の縮減に取り組んだ。

4　資産の管理（No.42）

・毎年度、預金口座出納簿を作成して、適正に資金管理を行うとともに、支払準備金等の余剰資金について、複数の金融機関による見積合せを行い、定期預金での資金運用を行った。

・出資財産である土地・建物や、研究設備・機器等に異動があった時には、固定資産台帳の整備を行うとともに、減損処理の対象となる出資財産の把握のため有形固定資産の稼働状況の調査を実施した。
このほか、資産の管理状況に関し、資産の取得や保全の執行状況について書面による検査を実施し、管理状況の適切性を確認している。

・不要となった資産を全試験場間で情報共有する「遊休資産一覧表」を活用し、管理換え、有効活用を図っている。令和２年の地独法の改正に伴い「未利用地の土地等の貸付に係る事務取扱要領」を制定し、未使用の土地等の有効活用を図った。

第４　その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

第４分野（10項目）は、３評定７項目（70.0%）、２評定３項目（30.0%）となり、コンプライアンスの徹底、安全確保・リスク管理、情報セキュリティ管理を除き、おおむね計画どおり取組を実施した。

主な内容は次のとおり。

1　施設・設備の整備及び活用

(1)施設等の整備（No.43）

・施設等整備計画に基づき、第３期中期計画期間内に目標使用年を経過する大規模施設の更新や移転・集約に向けた検討を行い、また、北見農業試験場等について建替案を作成し、建替を実施する道と基本設計などについて連携し検討するなど具体的取組を進めた。

・各資産管理者が作成する施設等整備計画書により施設の状況を把握した上で、建築物等の改修や、建物附属設備の修繕及び更新などを計画的に実施した。

(2)施設等の維持管理（No.44）

・建物の劣化状況調査等による施設の現状把握を進め、現有施設の有効活用、庁舎の省エネ化等ファシリティマネジメントの取組を進めた。
また、中央農業試験場水田農業部庁舎を、隣接の良食味米生産技術研究施設に集約した。

2　内部統制の整備

(1)コンプライアンスの徹底（No.45）

・毎年度、本部通知等により、法令遵守や不正行為の防止に取り組んだところであるが、３年間で酒気帯び運転が１件、速度超過が１件、不正に入手したソフトウェアの業務利用が１件、無断欠勤が１件発生している。

・階層別研修において、職員倫理、交通違反・事故の防止やハラスメントに関する講義を行うとともに、綱紀の保持等に関して各試験場等に機会ある度に通知するなど、役職員に対して法令遵守意識の定着強化を図った。

・ハラスメント防止に関する意識向上等を目的として、外部講師によるハラスメント研修を実施したほか、コンプライアンス意識の徹底とハラスメントの事前防止に向けた取組として、全職員を対象にｅ－ラーニング研修を実施した。

・内部監査計画に基づき、リスクアプローチ監査（不正が発生する可能性が高い要因に重点的に人員や時間を充てる監査）等を毎年度計画的に実施し、公的研究費の適正な管理と執行の確保に努めた。

(2)安全確保・リスク管理（No.46）

・巡回健康診断をはじめとする各種健康診断を実施し、所見のあった職員には個別面談や保健指導を行うなど、職員の健康管理に努めた。
また、保健師による「健康だより」発行や「健康づくりセミナー」開催により、職員の健康増進の意識向上を図った。

・職員のメンタルヘルス不調の未然防止を目的とした「ストレスチェック検査」を実施するとともに、「管理職員のための精神疾患等職員への対応に関する手引き」を全面改正し、管理職に対して職員が精神疾患やその恐れがある場合の適切な対応を指導した。

・令和３年度に業務中の職員の死亡事故が発生した。
警察及び労働基準監督署の現場検証においても事故原因は特定されなかったものの、事故の重さを組織全体で認識し「二度と同じような事故を起こさない」という想いを共有した。

・事故後、安全な職場環境づくりのため「安全管理」を専掌する職員を配置し、体制強化を図った。
また、業務中の事故等のリスクマネジメントを行うにあたり、外部有識者の安全管理に関する専門的、技術的知見を活用することにより、労働災害の未然防止及び職員の安全確保を図ることを目的として、安全管理アドバイザーを配置した。

・安全パトロールや交通安全講習会を実施し、各試験場等の安全教育に取り組んだ。
また、各試験場長等が参加する安全推進・情報連絡会議の場において、労働災害及び業務車事故に係る事項を共有し、同類事故の発生防止に努めた。

・新型コロナウイルス感染症について、組織における感染拡大と職員の健康被害の最小化を図りつつ、道総研のミッションを果たすために必要な業務を継続していくことを目的に「新型コロナウイルス感染症対策業務継続計画（ＢＣＰ）」を策定し、各種取組を実施した。

・「道総研危機管理マニュアル」を全面改訂し、労働災害発生時の対応マニュアルの新設、全ての危機事案における緊急時連絡体制、速報や発生報告書の統一化、報道発表のタイミングや内容の明確化などを行い、危機を未然に防止するための取組や発生時の対応をわかりやすく明確にした。

また、事故等発生の都度、各試験場等に「マニュアル」に則って事故速報を提出するよう指示するなど、その周知・徹底を図った。

(3)情報セキュリティ管理（No.47）

・複数の外部あてに電子メールを一斉送信する際に誤って「あて先（To）」欄に複数のメールアドレスを入力することによりあて先のメールアドレスが流出する事故が発生した。事故発生後は、職場研修を実施したほか、グループウェアに誤送信防止設定を講じた。

・職員による不正に入手したソフトウェアの業務利用の事実が発覚し、正規品を製造・販売する企業に対し、著作権法違反に対する損害賠償金を支払う事案が発生した。事故発生後は、全職員への研修をはじめ各種再発防止策を講じた。

3 社会への貢献

(1)国際協力（No.48）

・期初は、コロナウイルスの感染拡大防止措置に伴う渡航制限の影響を受けたが、オンラインでの協力の実施、渡航制限の解除により、国際協力事業の件数は回復しつつある。

(2)科学技術に対する道民等の理解の促進（No.49）

・道内外の団体や道民等の視察・見学者の受入れは、人数制限や分散配置、動画等を活用して実施した。道内学校への出前授業は、期初は中止せざるを得なかったが、オンラインを活用し順次再開した。一般向けセミナーや、子どもたちに科学技術を身近に感じてもらうための参加体験型イベントである「サイエンスパーク」は、本部と各研究本部が連携して開催し、広く道総研の活動や科学技術に対する理解増進に向けて取り組んだ。

(3)災害等の対応（No.50）

・「北海道と道総研との災害時等の緊急時における業務連携に関する協定書」に基づく要請や、協力依頼に基づく各分野に係る技術的な助言や各種調査を行った。

4 情報公開（No.51）

・ホームページ等により、法人運営等に関する情報を公開したほか、ホームページの情報到達性の向上のため、トップページや各所のデザイン等を随時改修、更新した。

・また、ウェブアクセシビリティの向上のため、検査とそれに伴う修正作業を行い、誰もが支障なく情報や機能を利用できるようにした。

5 環境への配慮（No.52）

・業務運営に当たっては、マルチディスプレイや大型ディスプレイを活用した会議資料の共有、グループウェアの各機能（「回覧・レポート」、「アンケート」機能等）やビジネスチャットツールを活用することにより、ペーパーレス化を推進するとともに、「事務改善に関するガイドライン」に基づき、節電など省エネルギー対策に係る取組や、再生紙をはじめとする環境に配慮した製品の積極的な購入の促進、廃棄物の分別の徹底に努めた。

・職員一人一人が、省エネ・節電を強く意識した働きやすい服装で執務を行う「ナチュラル・ビズスタイル」を実施した。

Ⅲ　項目別実績

本文	4	0	3	32	2	4	1	0
							項目数計	36
研究推進項目	4	0	3	16	2	0	1	0
							項目数計	16
合計	4	0	3	48	2	4	1	0
							項目数計	52

中　期　目　標　項　目
第2　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1　研究の推進及び成果の普及・活用 (1)　研究ニーズへの対応

中　期　目　標
道民、企業、行政機関等から、様々な機会を活用して幅広くニーズを収集し、研究課題の選定と実施について、迅速かつ的確に対応する。

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）								Ｒ５～６年度　実施予定
第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置		評価結果	4	0	3	29	2	1	1	0	
1　研究の推進及び成果の普及・活用			4	0	3	21	2	1	1	0	
(1) 研究ニーズへの対応 道民等に有益な研究を確実に実施するため、道民、企業、行政機関、道の普及組織等から、地域固有のニーズや専門的なニーズを幅広く様々な機会を通じ収集する。 収集した研究ニーズについては、道の施策や技術の動向等を踏まえ、迅速かつ的確に対応を決定する。	1	3	《評価理由》 道民、企業、行政機関、道の普及組織等から、研究ニーズを幅広く収集する研究課題調査を実施した。これにより把握したニーズを道総研内部で随時共有を図りながら、赤潮被害からの資源回復やスマート林業に関する研究など年度途中においても課題化し、迅速に対応するとともに、的確に翌年度の研究課題の設定に反映させていることから、３評定とする。 《業務実績》 ○　研究課題調査については、企業や行政、関係団体との連絡会議や意見交換会、道総研ホームページの専用フォーム等から、実用化・事業化につながる研究ニーズを収集した。また、調査結果について、道総研ホームページで概要を公表した。								研究課題調査を継続して実施し、道や関係団体、企業等からの研究ニーズを把握するとともに、道総研ホームページで概要を公表する。 把握したニーズは、道総研内部で情報共有を図りながら、次年度以降の研究課題の企画に反映させるとともに、必要に応じて年度途中においても迅速に対応する。

中　期　目　標　項　目
第2　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1　研究の推進及び成果の普及・活用 (2)　研究の推進

中　期　目　標
ア　基盤的な研究、実用化を推進する研究等の実施 道内の行政や産業、地域のニーズに対応して、技術力の維持・向上や環境保全等に必要な基盤的な研究、具体的な製品や施策に結び付けていく実用化を推進する研究等を実施する。 また、ＡＩやＩｏＴ等の先端技術を活用した研究に取り組む。 イ　研究の重点化 道の重点施策等を踏まえ、道総研が有する研究資源を有効に活用するとともに、研究を戦略的に展開するため、選択と集中の視点に立って、道総研内はもとより、企業、大学、国等の研究機関及び行政機関との緊密な連携の下、研究の重点化を図る。 研究の重点化に当たっては、北海道を取り巻く状況等を踏まえ、高品質・高品位な食料の安定供給技術の確立と食関連産業の振興、再生可能エネルギー等の利活用と循環型社会の構築、生活基盤と産業振興に支えられた安全・安心で持続可能な地域社会の実現等に総合力を発揮して研究に取り組む。 この項目については、数値目標を設定して取り組む。 ウ　外部機関と連携した研究の推進 企業、大学、国等の研究機関及び行政機関との連携を図り、公募型の研究、道総研と企業等の技術や知見を活用した研究及び企業等からの依頼による研究を積極的かつ柔軟に実施する。 この項目については、数値目標を設定して取り組む。

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
(2) 研究の推進 ア　基盤的な研究、実用化を推進する研究等の実施 様々なニーズに応え、社会的課題の解決を図り、北海道のあるべき姿を目指すため、基盤 的な研究をはじめ、新たな製品やサービスを創出するほか、施策として各地域で活用されるなど、新たな社会的、経済的価値を見据え、実用化・事業化につながる研究を推進する。 なお、研究の推進に当たっては、限りある研究資源を選択と集中の観点のもと効果的・効率的に配分し、地域と密着した道総研の強みを生かした研究に重点化を図るなど、戦略的に研究開発を推進する。 また、ＡＩやＩｏＴ等の先端技術を活用した研究に積極的に取り組む。	2	3 《評価理由》 この３年間で、基盤的な研究や先端技術を活用した研究への積極的な取組により、創出された製品やサービスが施策として各地域で活用される等、新たな社会的、経済的価値を見据えた実用化・事業化につながる戦略的な研究開発を推進したことから３評定とする。 《業務実績》 ○　基盤的研究をはじめ、実用化・事業化につながる研究として３年間で延べ1,897件の研究課題に取り組み、実績額は4,866,081千円だった。そのうち、重点化を図る研究として延べ76件（戦略及び重点）の研究課題に取り組み、実績額は655,274千円だった。 研究の推進に当たっては、研究ロードマップや研究課題評価実施要綱等に基づき、限りある研究資源を効果的・効率的に配分し、研究の質の向上を図るため外部有識者の参画を得て研究課題評価を実施するなど、戦略的に研究開発を推進した。 ○　AIやIoT等の先端技術を活用した研究として、UAV（ドローン）による森林の空撮画像から自動的に樹種と資源量を機械学習等によって推定する手法の開発、新たな魚類養殖事業の確立に向けて陸上水槽内の魚の行動を自動撮影し映像から動きを数値化する技術、文章の特徴を数値化して似ている文章を検索する質問応答ＡＩを開発するなど積極的に取り組んだ。 ○　「道産コーンウイスキープロジェクト」及び「道産養殖サーモンプロジェクト」を開始するとともに、北海道が直面する重要課題の解決につながるチャレンジプロジェクトの新規テーマの企画・検討を実施した。	研究の推進に当たって、選択と集中の観点のもと、基盤的研究をはじめ実用化・事業化につながる研究開発について、道総研の強みを生かした研究に重点を図るなど戦略的に推進する。 また、AIやIoT等の先端技術活用した研究開発に積極的に取り組むとともに、北海道が直面する重要課題の解決につながるチャレンジプロジェクトを企画・推進する。

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
イ 研究の重点化 道総研は、北海道を取り巻く社会経済情勢に的確に対応し、食料の安定供給及び食関連産業の振興、資源・エネルギーを最大限に活用した循環型地域社会の創造、そして安全・安心で持続可能な地域社会の形成を目指すため、次のとおり総合力を発揮して取り組む研究の柱を設定し、各々の柱ごとの取組を「重点的に取り組む研究推進項目」として明示しながら、分野横断的な研究や実用化につながる研究開発を戦略的・重点的に展開する。 （ア）高品質・高品位な食料安定供給技術の確立と食関連産業の振興 農水産物を安定して供給するとともに、農水産物による加工食品などの食関連産業の振興を図っていく観点から、安定多収な農業生産、持続的な漁業生産、農水産物の加工利用などに関する研究開発に重点的に取り組む。 （イ）再生可能エネルギーなどの利活用と循環型社会の構築 再生可能エネルギーなどが豊富に賦存する北海道において、エネルギーの安定供給による持続可能な社会を構築していく観点から、多様な再生可能エネルギーの利活用、エ ネルギー利用の効率化及び循環資源の利用などに関する研究開発に重点的に取り組む。 （ウ）生活基盤と産業振興に支えられた安全・安心で持続可能な地域社会の実現 生活基盤と地域産業を維持した安全・安心で持続可能な地域社会を実現していく観点から、地域・集落機能の維持、地域の特性を活かした産業の振興及び防災対策などに関する研究開発を外部機関との密接な連携を進めながら重点的に取り組む。 道の施策や道民ニーズ、社会情勢の変化等に着実に対応できるよう、具体的展開方向について毎年度定める。 研究の重点化については、次のとおり数値目標を設定する。 設定内容：研究課題評価における標準評価(b)以上の割合 目標値（令和６年度）：90%	3	3 R3 (A) R2 (A) 《評価理由》 分野横断的な研究や実用化に結びつく研究開発を戦略的・重点的に取り組むことで一定の成果が得られ、北海道の社会経済情勢に対し適切に対応していることから３評定とする。 ○ 数値目標 【単位：%】 設定内容：研究課題評価における標準評価(b)以上の割合 目標値：R2 90、R3 90、R4 90、R5 ―、R6 90 実　績：R2 94、R3 95、R4 94、R5 ―、R6 ― 《業務実績》 ○ 高品質・高品位な食料安定供給技術の確立と食関連産業の振興を図るため、原料生産における省力化や軽労化に取り組み、カボチャの収穫やシイタケの選別を省力化する技術を開発した。また、道産素材の特長を活かした食品の開発に取組み、冬の寒さを利用して野菜の食味を向上させる技術を開発した。さらに、消費者の利便性を高める食品開発に取り組み、新たな調味素材であるブリ節を用いた企業の製品開発を支援した。これらの成果は、原料生産現場において作業の省力化や軽労化に、また食品加工企業において道産食品の付加価値向上に活用される。 ○ 再生可能エネルギーなどの利活用と循環型社会の構築については、本道のエネルギー自給率向上に向け、モデル自治体における具体的なプロジェクトを対象に、再エネ、省エネ技術の社会実装を行った。また、実装を通じ、主に寒冷地で需要の多い暖房などの熱需要に対し、木質バイオマス、地中熱、温泉熱・可燃性付随ガスを利用する場合の、効率的な利用方法やCO2排出削減効果を明らかにした。これらの成果は、モデル自治体及び同様の取組を行う他の自治体、事業者などにおいて活用される。 ○ 生活基盤と産業振興に支えられた安全・安心で持続可能な地域社会の実現については、水インフラ運営再編支援システムの設計、効率的な交通システムの構築と効果検証、高齢者等の見守り・健康支援システムのデータ送信システム検証および予防的検知技術の開発、持続可能な地域運営体制構築を行った。また、地域資源を活用した産業づくり支援の住民起業支援およびコンサルティング手法が実際に活用可能であることを明らかにした。これらの成果は、北海道農村地域において、共助を生かした持続可能性の高い地域社会への移行を進める際に活用される。 ○ 社会情勢の変化等に伴う課題の解決については、2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロをめざす北海道の目標が策定されたことを受け、戦略研究の計画を見直した。北海道沿岸の赤潮対策のため、定期的な海洋観測による水質検査を行い、行政・研究機関への情報発信や漁業関係者へ注意喚起を行う体制を構築した。また、肥料価格の高騰を受け、農業者自身が活用しやすい減化学農薬向けスマートフォンアプリを開発することなどに取り組んだ。	道総研の総合力を発揮して取り組む研究とした各々の柱を「重点的に取り組む研究推進項目」として明示し、分野横断的な研究や実用化につながる研究開発を戦略的・重点的に展開するため、具体的展開方向を定める。

中　期　計　画	No.		Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
ウ 外部機関と連携した研究の推進 道主体の事業に関する研究や調査である道受託研究や、企業、大学、国等の研究機関及び行政機関との連携による公募型研究、道総研と企業等が連携し、両者の技術や知見を活用する一般共同研究、行政機関、企業等からの依頼による受託研究などに積極的かつ柔軟に取り組む。 外部機関と連携した研究については、次のとおり数値目標を設定する。 設定内容：外部機関と連携した研究課題数 目標値（令和６年度）：420件	4	3 R3 (A) R2 (A)	《評価理由》 いずれの年度も設定した目標値の95%以上を達成したことから３評定とする。 ○ 数値目標 【単位：件】 設定内容：外部機関と連携した研究課題数 目標値：R2 420、R3 420、R4 420、R5 ―、R6 420 実　績：R2 401、R3 413、R4 409、R5 ―、R6 ― 《業務実績》 ○　外部機関と連携した研究の推進については、数値目標をやや下回るものの、３カ年で1,200課題の試験研究を実施し、積極的に取り組んでいる。 また、今後より多くの公募型研究が提案、採択されるよう、応募の必須要素である基盤研究への取組の推進や職員研修などを通じて応募書類の作成能力向上を図るとともに、国等の競争的資金や財団等の公募情報を道総研で共有するなど、公募型研究に積極的に応募する環境づくりを行った。	中期計画で定めた目標を達成するため、企業、大学、国等の研究機関及び行政機関との連携を図り、外部資金を活用した試験研究を積極的かつ柔軟的に実施する。 また、より多くの公募型研究が提案、採択されるように、職員研修などを通じて応募書類作成能力向上を図るとともに、国等の競争的資金や財団等の公募情報を道総研で共有するなど、公募型研究への応募を推進する。

中　期　目　標　項　目
第2　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1　研究の推進及び成果の普及・活用 (3)　研究の推進方向

中　期　目　標
研究の推進に当たっては、北海道総合計画を始め、各研究分野に関連する計画等の趣旨を踏まえるとともに、道総研におけるこれまでの研究成果や専門性等を生かし、総合力を発揮して分野横断的な研究を推進するなど、重点化を図りながら、次に掲げる推進方向により戦略的に取り組む。 ア 農業に関する研究の推進方向 (ｱ) 豊かな食生活を支える農業及び食関連産業の振興 我が国最大の食料供給地域として、食料自給率の向上に寄与するとともに、消費者と食関連産業のニーズに応える安全で高品質・高品位な農産物を安定的に供給していくため、生産性や品質の向上に向けた品種開発・技術開発のほか、ＩＣＴ等を活用したスマート農業等の先端的・基盤的技術の開発を推進する。 (ｲ) 環境と調和した持続的農業の推進 北海道の豊かな自然環境と調和した農業生産を進めるとともに、消費者のニー ズに応えるため、クリーン農業や有機農業、環境負荷を低減するための取組等による持続的な農業生産技術の開発を推進する。 (ｳ) 地域の特色を生かした農業・農村の振興 地域の特色を生かした農業・農村の振興を図るため、気象・土壌条件や地理的・社会的条件に応じた地域の諸課題を解決するための試験研究や技術開発を推進する。

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
エ 研究開発の推進方向 研究の推進に当たっては、道が策定した総合計画をはじめ、各研究本部に関連する計画や施策等の趣旨を踏まえ、道総研がこれまで培ってきた研究成果や専門性等を生かすとともに、道総研内の連携はもとより、外部機関との緊密な連携を図りながら、次に掲げる研究推進項目により、総合力を発揮して分野横断的な研究開発などに戦略的に取り組む。 なお、以下に記載する研究推進項目のうち、前記の「イ 研究の重点化」に示した「重点的に取り組む研究推進項目」について、下線で表記するとともに、総合力を発揮して取り組む研究の柱(※)との対応関係を末尾に示す。 ※①：高品質・高品位な食料安定供給技術の確立と食関連産業の振興 ②：再生可能エネルギーなどの利活用と循環型社会の構築 ③：生活基盤と産業振興に支えられた安全・安心で持続可能な地域社会の実現	―	―	（以下、項目別に記載）	

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）		Ｒ５～６年度　実施予定
(ア) 農業に関する研究推進項目				
a　豊かな食生活を支える農業及び食関連産業の振興 ○ 農産物の安定生産に関する技術開発 我が国最大の食料供給地域として、食料自給率の向上に寄与し、消費者と食関連産業のニーズに応える安全で高品質・高品位な農産物を安定的に供給していくため、生産性や品質の向上に向けた品種開発・技術開発のほか、ICT等を活用したスマート農業などの先端的・基盤的技術の開発に取り組む。 ・ 優れた特性を有する水稲・畑作物などの品種開発と省力安定生産技術の開発 ① ・ 収益性の高い園芸作物の高品質・安定生産技術の開発 ① ・ 乳牛、肉用牛の生産技術・育種改良と飼料生産、家畜感染症予防技術などの開発 ① ・ ICT等を活用した農産物の安定生産技術の開発 ①	5	3 R3 (A) R2 (A)	《評価理由》 豊かな食生活を支える農業及び食関連産業の振興にあたり、道総研資金及び外部資金による研究の延べ446課題について計画どおり実施した。実施に際しては道の普及組織、大学、国の研究機関等と連携した取組を推進した。収量や品質に優れた新品種の開発や生産性の向上に資する安定生産技術の開発を進めるなど、所期の成果等を得ることができたので、３評定とする。 《業務実績》 ○ 優れた特性を有する水稲・畑作物などの品種開発と省力安定生産技術の開発においては、「きらら397」、「そらゆき」よりかなり多収で、移植後の水田でのいもち病の薬剤防除を省略できる、中食・外食向け水稲新品種「空育195号」を開発し、今後、「きらら397」等に置き換わり生産現場で活用される。また、水稲栽培において育苗箱当たりの播種量を増やして育苗期間を短縮する技術の導入で、育苗箱数が5割以上削減され労働時間を減らせることを示し、生産現場において活用された。 ○ 収益性の高い園芸作物の高品質・安定生産技術の開発においては、にんにくのウイルスの高精度かつ迅速な検査法を確立するとともに、防虫ネット被覆によるアブラムシ媒介性ウイルスの感染回避効果を示し、生産現場において活用された。また、半促成長期どり作型トマトにおいて、変温管理やCO2施用による複合環境制御と非破壊窒素栄養診断による養分制御で収量性、経済性および労働生産性が向上することを明らかにし、今後生産現場で活用される。 ○ 乳牛、肉用牛の生産技術・育種改良と飼料生産、家畜感染症予防技術などの開発においては、黒毛和種においてゲノム育種価（遺伝情報を用いて評価した能力値）が早期選抜指標として有効であるため、道内牛群に対応したゲノム育種価評価システムを構築して選抜効率の向上度を示し、生産現場において活用された。また、黒毛和種の子牛を出産する雌牛について、腹囲を胸囲で除した比率である腹胸比から雌牛の栄養状態を把握する技術を開発して、その状態に応じた粗飼料給与の目安を明らかにし、生産現場において活用された。	豊かな食生活を支える農業及び食関連産業の振興に向けて、 ・障害耐性に優れる極多収米、ならびに極良食味米品種の開発 ・加工適性に優れた病害・障害に強い畑作物品種の開発 ・でん粉原料用ばれいしょ新品種「コナヒメ」の安定生産のための栽培法の開発 ・北海道の栽培条件を活かすりんご品種の選定と栽培法の確立 ・北海道加工にんじんの安定供給を目指した栽培・出荷体系の確立 ・持続可能な施設園芸のための環境制御技術の高度化 ・ゲノム育種価を活用した黒毛和種種雄牛生産 ・産肉能力を考慮した黒毛和種肥育牛の24ヵ月齢肥育技術 ・北海道の気候に適した牛舎の機械換気システムの開発 ・サイロマネージメントの効率化に向けた発酵品質予測技術の開発 ・リモートセンシングと圃場情報を活用した干湿害多発農地の診断手法の開発 ・近未来の社会構造の変化を見据えた力強い北海道食産業の構築（新規道産野菜の加工流通技術の開発） ・道産かぼちゃ３トンどり省力栽培法と長期安定出荷技術の開発 など、中期計画の達成に向けた取組を推進する。

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
○ 農産物と加工食品の市場競争力を高める技術の構築 市場ニーズを踏まえた農産物と加工食品の品質向上・鮮度保持や新たな価値の創出、安全性確保などを図るため、農産物の品質・加工適性の評価、農産物の貯蔵・流通技術などに関する研究開発に取り組む。 ・ 農産物の品質・加工適性などの評価と利活用技術の開発 ① ・ 農産物と加工食品の安全性確保と品質・鮮度保持技術の開発 ①	(5)	○　ICT等を活用した農産物の安定生産技術の開発においては、秋まき小麦が栽培されている畑の衛星画像を活用して、畑内の保水性および排水性不良エリアを判定する技術を開発し、生産現場において活用された。また、近年増加している多雨や干ばつの対策となる農地整備事業の効率化に向け、干湿害対策の要否を判定できる診断手法の開発に取り組み、既存の情報と衛星画像を組み合わせた診断手法が土壌特性とそれに起因する作物生産性を適切に評価できることを明らかにした。 ○　農産物の品質・加工適性などの評価と利活用技術の開発においては、りんご加工品のシードルについて、原料果汁の酸度に対応した醸造後の糖度の目標値を設定するとともに、りんご品種と酵母によるシードルの特徴を明らかにし、醸造事業者に活用された。また、新規野菜ボーレコール（ケールの一種）で良食味な製品を長期にわたり安定供給する体系の構築に取り組み、栽培管理法と貯蔵方法を組み合わせて出荷期間を延長できることを示すとともに、商標の登録出願を行なった。 ○　農産物と加工食品の安全性確保と品質・鮮度保持技術の開発においては、通常は収穫の翌春までのたまねぎの貯蔵期間を、貯蔵庫内へエチレンガスを供給し一定濃度に保つことで概ね２ヶ月程度延長できることを明らかにし、生産現場において活用された。また、道産かぼちゃについて、最適条件で収量３t/10a、３月までの出荷を可能とする技術の開発に取り組み、貯蔵条件、エチレン作用抑制処理等が貯蔵性に及ぼす影響を明らかにした。	

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
b 環境と調和した持続的農業の推進 豊かな自然環境と調和した農業生産を進めるとともに、消費者ニーズに応えるため、クリーン農業・有機農業を推進する化学合成農薬削減技術、化学肥料削減技術などの開発と体系化及び気候変動などに対応した農地の生産環境保全技術の開発に取り組む。 ・ 環境と調和した持続的農業を推進するための技術開発	6	3 R3 (A) R2 (A) 《評価理由》 環境と調和した持続的農業の推進にあたり、道総研資金及び外部資金による研究の延べ116課題について計画どおり実施した。実施に際しては道の普及組織、大学、国の研究機関等と連携した取組を推進した。クリーン農業、有機農業を推進するための減化学肥料・減農薬技術に関する技術開発や環境と調和した持続的農業を進めるなど、所期の成果等を得ることができたので、３評定とする。 《業務実績》 ○　環境と調和した持続的農業を推進するための技術開発においては、秋まき小麦のコムギなまぐさ黒穂病について、適期に適切な深さに播種し薬剤防除を組み合わせることにより高い防除効果が得られることを明らかにし、生産現場において活用された。また、クリーン農業が温室効果ガス排出に及ぼす影響が明らかではなかったため、畑作・露地野菜畑において、温室効果ガス全体の正味排出量が、堆肥施用と窒素減肥により慣行レベルからどの程度減少するかを明らかにし、行政機関等で活用された。	環境と調和した持続的農業の推進に向けて、 ・有機栽培・特別栽培で利用可能な光防除技術の開発 ・気象データを活用したバレイショ疫病の初発前薬剤散布指示システムの開発 ・クリーン農業における施肥省力技術の開発 など、中期目標の達成に向けた取組を推進する。

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
c 地域の特色を生かした農業・農村の振興 地域の特色を生かした農業・農村の振興を図るため、生産・生活基盤から見た持続可能な地域・集落の維持に関する研究開発や、気象・土壌条件や地理的・社会的条件に応じた地域の諸課題を解決するための技術開発などに取り組む。 ・ 地域農業の発展と特産農産物の生産振興のための技術開発 ③ ・ 地域・集落を維持・活性化するための地域システムの開発 ③	7	3 R3 (A) R2 (A) 《評価理由》 地域の特色を生かした農業・農村の振興にあたり、道総研資金及び外部資金による研究の延べ62課題について計画どおり実施した。実施に際しては道の普及組織、大学等と連携した取組を推進した。農業・農村の振興を図るための経営研究の推進、地域特産農畜産物の生産振興や利活用に関する研究を進めるなど、所期の成果等を得ることができたので、３評定とする。 《業務実績》 ○　地域農業の発展と特産農産物の生産振興のための技術開発においては、「北海地鶏Ⅲ」の飼料費や発育を改善する飼料給与法と肉質特性を活かした加工品例および販売促進要件を示し、生産および販売現場において活用された。また、系統豚（血縁のそろった豚集団）を維持する際の繁殖能力改良手法として、育種価（親から子に伝わる遺伝的能力）による選抜および群間血縁交流が有効であることを示し、今後豚の育種改良を行う試験研究機関で活用される。 ○　地域・集落を維持・活性化するための地域システムの開発においては、生産現場から価格計算等に必要な水稲種子の生産費の計測が要請されていたため、現地調査により実際の労働時間やコスト、一般米よりも生産費が高くなる要因を明らかにし、水稲種子の生産支援体制の検討に活用された。また、繋ぎ飼養放牧経営について、フリーストール飼養方式（牛舎内に個別の牛床を有する放飼い方式）と放牧を組み合わせた労働生産性の高い酪農経営指標を提示し、生産現場において活用された。	地域の特色を生かした農業・農村の振興に向けて、 ・道産豚肉の肉質安定化に向けた肉質変動要因の解明 ・住民起業を支える手法の確立と検証 ・酪農経営における従業員の定着阻害要因の解明と定着率向上対策の提示 など、中期目標の達成に向けた取組を推進する。

中　期　目　標　項　目
第2　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1　研究の推進及び成果の普及・活用 (3)　研究の推進方向

中　期　目　標
イ　水産に関する研究の推進方向 (ｱ) 地域を支える漁業の振興 我が国最大の漁業生産拠点である北海道の基幹産業として、水産業を将来にわたって維持し、活力のある地域づくりを進めるため、北海道の水産業に適した資源管理や地域の特性を生か (ｲ) 新たな資源の有効活用と高度利用の推進 高品質な道産水産物を安定的に供給するための安全性の確保や品質・鮮度を保持する技術の研究開発を行うとともに、海洋環境の変化等により増加する資源や未利用資源の有効利用を図 (ｳ) 自然との共生を目指した水産業の振興 北海道の豊かな自然環境との共生を目指した水産業の振興を図るため、海域及び内水面の環境評価、海況変動の予測、水域生態系の保全等に関する調査研究を推進する。

中　期　計　画	No.		Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
(ｲ) 水産に関する研究推進項目				
a　地域を支える漁業の振興 北海道の基幹産業として、水産業を将来にわたって維持し、活力のある地域づくりを 進めるため、水産資源の評価・予測技術、資源管理技術、海面・内水面・陸上における増養殖技術、地域特産物の安定的な生産技術及びＩＣＴを活用した次世代型漁業技術に関する研究開発に取り組む。 ・ 水産資源を持続的に利用するための資源管理技術の開発 ① ・ 水産物を安定供給するための増養殖技術の開発 ・ 地域水産業の振興のための技術開発 ③ ・ ICTを活用した次世代型漁業技術の開発	8	3 R3 (A) R2 (A)	《評価理由》 地域を支える漁業の振興にあたり、４項目の取組について計画どおり実施した。この中で重要魚種の漁況予測や生態解明による資源管理技術の向上、サケ・コンブ・ホタテガイ等の資源造成につながる増養殖技術の開発を中心に進めた。その他ICTによる漁業の効率化、魚類養殖に関する餌料開発や防疫対策を進めるなど、所期の成果等を得ることができたので３評定とする。 《業務実績》 ○　水産資源を持続的に利用するための資源管理技術の開発については、主要魚種の管理方策策定につながる資源状態と動向の評価、またそれらの漁業に関わる環境変動の把握に関する調査研究を実施した。また道南太平洋のシシャモや道北のホッケ等各地域の重要魚種について資源管理の高度化に係る調査研究を行った。さらに来遊不振のサケの資源回復のため、放流稚魚の餌料へのDHA添加の効果を把握する試験を実施した。得られた結果は各地域の資源管理・増大の方策に活用されている。 ○　水産物を安定供給するための増養殖技術の開発については、北海道の重要漁獲対象種であるホタテガイ・サケ・コンブについて、それぞれへい死抑制、自然環境を活用した増殖、環境変動をふまえた効果的な養殖技術などに関する研究開発を実施した。またサケ科魚類養殖での餌原料の魚粉を植物性原料で代替する研究、天然魚・養殖魚の生産を左右する病原体の保有状況等に関する調査研究を進めた。得られた結果は各地域の増養殖事業の現場で活用されている。 ○　地域水産業の振興のための技術開発については、ホッキガイ、アサリ、マガキ等、二枚貝の資源増大や種苗生産に関する技術開発を行った。また、多段式水槽を用いてエゾバフンウニ種苗を高成長かつ低コスト・省力的に生産する技術開発を行うとともに、キタムラサキウニを養殖して需要が高まる冬期に出荷する研究に取り組み、ウニの身入りを促進する配合飼料の開発を行った。これらの技術は各地の漁業生産現場で活用される。	地域を支える漁業の振興について ・主要魚種の資源生態解明のための調査研究 ・管理実施中の資源の持続的利用に関する調査研究 ・海洋環境把握のための調査研究 ・サケの来遊不振の原因解明および放流効果向上のための調査研究 ・ホタテガイの生産安定化を強化する技術開発 ・道産コンブの生産安定化を強化する技術開発 ・サーモン養殖の技術開発 ・魚病防疫のための病原体検査による監視 ・マナマコの資源増大のための技術開発 ・地域特産海藻類の増養殖技術開発 ・海洋環境モニタリングの高度化に関する技術開発 など、中期計画の達成に向けた取組を推進する。

中　期　計　画	No.		Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
	(8)		○　ICTを活用した次世代型漁業技術の開発については、漁獲情報や操業位置等を自動処理するとともに、主要魚種の日周的な生態リズムを考慮することで、高度な資源管理を可能にする情報を提供するシステムを開発した。これは資源の持続的利用のために沖合底曳き網業者で活用されている。また、魚類養殖事業の効率化・省力化にむけて、撮影した映像から養殖魚の摂餌状態や異常行動を自動抽出できる技術開発を実施した。これはさけます等の養殖事業現場で活用される。	

中　期　計　画	No.		Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
b　新たな資源の有効活用と高度利用の推進 市場ニーズを踏まえた水産物と加工食品の品質保持・向上や新たな価値の創出、安全性確保などを図るため、水産物の品質・加工適性の評価、水産物の品質管理技術及び未利用資源の有効利用などに関する研究開発に取り組む。 ・ 水産物の品質・加工適性などの評価と利活用技術の開発 ① ・ 水産物と加工食品の安全性確保と品質・鮮度保持技術の開発 ① ・ 未利用水産資源を活用した研究開発	9	3 R3 (A) R2 (A)	《評価理由》 新たな資源の有効活用と高度利用の推進にあたり、３項目の取組について計画どおり実施した。この中で道内魚介類の付加価値向上や消費拡大につながる研究を実施したほか、ホタテガイ乾貝柱等の加工技術の高度化を推進した。また、農産物も含めた食品加工後の残滓や未・低利用物を活用した調味料等の開発を、実用化を見据えて民間企業等と行うなど、所期の成果等を得ることができたので３評定とする。 《業務実績》 ○　水産物の品質・加工適性などの評価と利活用技術の開発については、道産ニジマスの需要拡大につながる、消費者の好む食味特性が得られる冷凍条件等の解明、企業と連携したブリ節等道産素材の特性を生かした調味料開発等を行うとともに、ホッケについて脂質含量と開き干しへの加工適正の把握や指向性の調査、生食用冷凍食材の開発につながる水揚げ後の鮮度と品質の関係を明らかにした。これらの情報は漁業者及び加工業者で活用される。 ○　水産物と加工食品の安全性確保と品質・鮮度保持技術の開発については、道産マイワシを漁獲から流通まで高鮮度で保持するための保管条件を解明し、鮮度指標として温度履歴が活用できることを明らかにした。また、シジミの出荷前砂出しに必要な蓄養条件をシジミの活力や砂出し条件から明らかにした。さらに重要輸出産品のホタテ乾貝柱について高品質維持と生産安定化のため、乾燥条件と品質の関係を解明した。これらの成果は漁業者や加工業者に活用される。 ○　未利用水産資源を活用した研究開発については、廃棄されているホッカイエビ煮汁が加熱濃縮によってうま味成分が増強され、香味が改善されることから新規調味素材としての活用の可能性があることや、これをエビの旨味を含む塩分源として活用できる加工方法があることを明らかにした。また、ホッコクアカエビの頭部を調味素材として活用するため、エビ頭部の香気成分を食用油に付与する条件を明らかにした。これらの結果は道内企業にて活用される。	新たな資源の有効活用と高度利用の推進について ・水産物の品質をコントロールする技術開発 ・食品素材化技術開発 ・多獲性小型魚の有効利用技術開発 ・微生物増殖の予測と制御による安全性確保と品質向上技術開発 ・輸出促進のための調査研究 ・未利用資源を活用した食品・機能性素材の開発 など、中期計画の達成に向けた取組を推進する。

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）		Ｒ５～６年度　実施予定
c　自然との共生を目指した水産業の振興 自然環境と調和した水産業の振興を図るため、水域生態系・生物多様性の保全、温暖化などの環境変動による主要水産資源及び漁業への影響評価及び北海道周辺の水域を高度に利用する漁場造成に関する研究開発に取り組む。 ・ 水域環境保全と海域高度利用技術の開発	10	3 R3 (A) R2 (A)	《評価理由》 自然との共生を目指した水産業の振興にあたり、道東沿岸で発生した赤潮への緊急的な対応を含めて研究を実施した。また当初の計画どおり、気候変動が水産資源に与える影響の予測、河川湖沼の水産資源動向把握、磯焼けの機構解明並びに回復手段につながる研究、河川環境修復によるサクラマス資源回復効果の解明など、所期の成果等を得ることができたので３評定とする。 《業務実績》 ○　水域環境保全と海域高度利用技術の開発については、海面水温の将来予測値のデータベース化と各種漁業への影響評価と赤潮に関する調査、湖沼の栄養塩と餌料生物量の関係解明、サクラマス自然再生産を目指した河川内工作物への魚道設置やスリット化の効果解明、磯焼け回復に向けたコンブ群落の形成要因や効果的な再生技術に関する調査研究を行った。これらの結果は漁業者の営漁計画等に活用される。	自然との共生を目指した水産業の振興について ・気候変動が北海道周辺海域の水産業に与える影響の解明 ・サクラマスの自然再生産資源の回復に関する調査研究 ・磯焼け解消技術の開発 ・赤潮モニタリング及び関連技術の開発 など、中期計画の達成に向けた取組を推進する。

中　期　目　標　項　目
第2　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1　研究の推進及び成果の普及・活用 (3)　研究の推進方向

中　期　目　標
ウ　森林に関する研究の推進方向 (ｱ) 森林資源の循環利用による林業及び木材産業の健全な発展 森林資源の循環利用を進めるため、小型無人機（ドローン等）やICT等の先端技術を活用しながら、優良種苗の安定供給や施業に係る労働の軽減を始め、森林資源や素材生産量の将来予測など適切な森林管理のほか、原木や木材・木製品の安定的かつ効率的な生産・流通体制の構築、品質や性能の確かな木材の加工、木質バイオマスの利用促進等に関する試験研究や技術開発を推進する。 (ｲ) 森林の多面的機能の持続的な発揮 森林の多面的機能の持続的発揮により道民生活の向上を図るため、災害による被害の軽減と水土保全、生物多様性の保全、有用樹木やきのこ等の有効利用に関する試験研究や技術開発を推進する。

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）		Ｒ５～６年度　実施予定
(ウ) 森林に関する研究推進項目 a　森林資源の循環利用による林業及び木材産業の健全な発展 ○ 森林資源の循環利用を推進する林業技術の開発 森林資源の循環利用を推進するため、ドローンなどのUAVを用いたリモートセンシング技術やICT等の先端技術を活用しながら、着実な再造林に向けた優良種苗の効率的生産技術、人工林・天然林の適切な森林管理技術の高度化、気象害や生物害のリスクを回避する森林整備技術の開発及び原木の安定供給と木製品に至るサプライチェーンの最適化に向けた生産・流通システムの構築に取り組む。 ・ 森林資源の適切な管理と木材の生産・流通の効率化のための研究開発 ○ 木材産業の競争力向上と道産木材の利用技術の開発 道産木材・木製品の競争力の向上と利用拡大を図るため、CLT（直交集成板）をはじめとする建築構造材や内外装材などの生産・加工技術の高度化、木材・木製品の性能・品質向上技術、木質材料の新たな利用技術などの開発に取り組む。 ・ 木材産業の技術力向上のための研究開発	11	3 R3 (A) R2 (A)	《評価理由》 森林資源の循環利用による林業及び木材産業の健全な発展にあたり、成長に優れた人工林樹種の増殖・育苗技術の高度化、人工林の風倒害対策指針の作成、合板製造での原料樹種拡大や品質向上につながる技術開発、木質バイオマスの効率的集荷手法の開発などで成果をあげることができ、中期計画の達成に向けて取組を順調に実施しているので、３評定とする。 《業務実績》 ○　森林資源の循環利用を推進する林業技術の開発において、クリーンラーチ挿し木苗の採穂台木育成から幼苗の移植に至る過程を高度化・体系化した育苗管理技術を開発した。この成果は苗木生産事業者に活用されている。また、台風等による風倒害抑制のために、植栽密度や間伐時期と樹木の倒木・幹折れとの関係を解明し、パンフレット「カラマツ・トドマツ人工林の風倒害対策指針」を作成した。この成果は、行政機関や森林所有者に活用されている。 ○　木材産業の競争力向上と道産木材の利用技術の開発については、合板製造での原料樹種拡大や品質向上を図るための性能評価および製造技術開発を行った。これらの成果は道内合板製造企業により活用される。また、道産木質原料による粗飼料製造技術および粗飼料製造の事業性評価ツールを開発した。これらの成果は、木質粗飼料の普及拡大や粗飼料製造事業への参入に活用される。	森林資源の循環利用による林業及び木材産業の健全な発展を目指して、 ・カラマツ類及びトドマツの種苗配置適正化と優良品種導入による炭素吸収量増加効果の評価 ・垂直統合型・垂直連携型道産建築材製造事業体の成立条件の解明 など中期計画の達成に向けた取組を推進する。

中　期　計　画	No.		Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
○ 再生可能エネルギーなどの安定供給と高効率エネルギー利用システムの構築 道内に賦存する木質バイオマスの再生可能エネルギー資源としての効果的な利活用を図るため、エネルギー特性や地域特性に対応した高度利用技術及び安定供給技術に関する研究開発に取り組む。 ・ 再生可能エネルギーなどの利活用と安定供給のための技術開発 ②	(11)		○　再生可能エネルギーなどの安定供給と高効率エネルギー利用システムの構築については、エネルギーの地産地消を目指し、公共施設での木質バイオマス燃料の活用を予定している当別町を対象に、衛星画像解析を用いた木質バイオマス賦存量の推定手法を開発するため、現地調査と画像解析データの把握を実施した。また、木質バイオマスの効率的な集荷方法と燃料としての品質安定化技術を開発した。これらの成果は、同町をモデルケースとして木質バイオマスの収集や燃料生産に活用される。	

中　期　計　画	No.		Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
b 森林の多面的機能の持続的な発揮 森林の多面的機能の持続的発揮や樹木・特用林産物の活用を図るため、防災林・環境林の整備技術、水土保全や生物多様性に配慮した森林流域管理技術及び保健休養機能の活用技術を開発するとともに、有用樹木の選抜と増殖・管理・利用技術及びきのこの品種と生産・利用技術の開発に取り組む。 ・ 森林の多面的機能の発揮と樹木・特用林産物の活用のための研究開発 ・ 地域・集落を維持・活性化するための地域システムの研究開発 ③ ・ 災害発生後の応急対策及び復興対策手法の開発 ③ ・ 災害の被害軽減と防災対策手法の開発 ③	12	3 R3 (A) R2 (A)	《評価理由》 森林の多面的機能の持続的な発揮にあたり、食味・食感に優れた野生型エノキタケ新品種開発、北海道胆振東部地震の崩壊斜面における林業関係者向けの簡易な土壌条件評価・判定手法の開発、治山ダム設置前後の地形変化を最新のリモートセンシング技術により把握する手法の開発などで成果をあげることができ、中期計画の達成に向けて取組を順調に実施しているので、３評定とする。 《業務実績》 ○　森林の多面的機能の発揮と樹木・特用林産物の活用のための研究開発において、食味・食感に優れた野生型エノキタケ新品種を開発し、品種登録に必要なデータの整備と生産者施設での栽培試験を行った。この成果は品種登録に使用し、生産実施許諾を通してきのこ生産事業者に活用される。また、組織培養によるツルコケモモのクローン増殖技術を開発し、優良個体を選抜した。この成果は道内企業に技術移転し、苗木や果実が販売されており、農家や食品業界で活用されている。 ○　地域・集落を維持・活性化するための地域システムの研究開発については、市町村の利用目的に応じた水資源の確保と持続的な利用を目的とし、道内の水資源データベースの作成に使用する全道の取水源（河川上流域）の位置情報等に関するデータを収集した。また、道内モデル地域内の森林流域において、流量観測と採水分析を行った。これら成果は、R5年度において水資源の利用・管理支援システム「水資源Navi（地域別）」の開発に活用する。	森林の多面的機能の持続的な発揮を目指して、 ・有用植物ノリウツギの増殖技術開発 ・ヤナギ類樹木を活用したきのこ栽培技術の適用拡大 ・胆振東部地震に伴う崩壊地における表土動態が植物の初期遷移に与える影響の解明 など中期計画の達成に向けた取組を推進する。

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
	(12)	○　災害発生後の応急対策及び復興対策手法の開発については、UAV（ドローン）を用いて厚真町の崩壊斜面の荒廃状況と土砂流出状況を把握し、滑り面と樹木根系の深さとの関係を明らかにした。また、森林等の植生回復において林業関係者等が簡易に土壌条件を評価・判定できる手法を開発するとともに、土壌条件に適した植生回復手法を明らかにした。これらの成果は、行政による被災地における森林・林業の復興計画などに活用される。 ○　災害の被害軽減と防災対策手法の開発において、治山ダム設置前後の地形及び植生変化の把握手法を開発するため、道内の治山ダムにおいて最新のリモートセンシング技術による測量を行った。UAV（ドローン）による写真測量は，従来の測量法より作業時間を約9割削減し、ダム設置前後の地形変化の効率的なモニタリングや、植生変化の把握にも有効であることを明らかにした。これらの成果は、道庁治山課や各振興局・森林室の治山ダム管理に活用される。	

中　期　目　標　項　目
第2　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1　研究の推進及び成果の普及・活用 (3)　研究の推進方向

中　期　目　標
エ　産業技術に関する研究の推進方向 (ｱ) 持続可能な地域づくりを支える産業の振興 個性豊かで活力に満ちた持続可能な地域づくりに貢献するため、「地域のものづくり力」の向上によるものづくり産業の競争力強化を図るとともに、ＡＩやＩｏＴ等の先端技術の活用に (ｲ) 成長力を持った力強い食関連産業の振興 食関連産業を一層の競争力を持った力強い産業に発展させるため、北海道の品質の高い豊富な農林水産物を生かし、市場ニーズ等に対応した食品の高付加価値化や食品の安全性、品質の

中　期　計　画	No.		Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
(ｴ) 産業技術に関する研究推進項目 a　持続可能な地域づくりを支える産業の振興 製造業をはじめとする道内産業の競争力を高め、道民の暮らしを支える産業を推進することで、道内経済を力強くけん引していくため、ものづくり産業の競争力を強化する研究開発や、AI、IoT、ロボットなどの活用による情報システム・機械システムなどに関する技術開発に取り組む。 ・ ものづくり基盤力を強化するための研究開発 ・ 情報通信技術の高度化と活用	13	3 R3 (A) R2 (A)	《評価理由》 持続可能な地域づくりを支える産業の振興にあたり、重点研究や経常研究などを概ね計画どおりに実施した。この取り組みを通じて、レーザ加工による金型長寿命化技術、農水産物残渣（残りかす）の有効利用技術、AIを活用したトラクタ作業推定技術、IoTを活用した見守りシステムの開発など、中期計画の達成に向けて取組を順調に実施しているので３評定とする。 《業務実績》 ○　ものづくり基盤力を強化するための研究開発については、素形材技術として、軽量で高剛性な形状をトポロジー最適化を用いて設計する方法を確立した。この成果は、航空宇宙関連をはじめ部品の軽量化などが求められる分野への応用に活用される。また、資源の有効利用として、廃棄される農産物・水産物残渣（残りかす）等に含まれる有用物質の分離抽出技術及び機能性物質への変換技術を開発した。これらの成果は、食品工場の廃棄物を有効利用するための実用化開発に活用される。 ○　情報通信技術の高度化と活用技術の開発については、AI技術の活用として、農業用トラクタの走行情報を用いた作業内容推定技術、ロードヒーティング自動制御のための路面状態認識技術などの開発を行った。また、ロボット技術の活用として、カボチャ収穫のための茎葉処理装置の開発、ハウス栽培の管理作業を代替する遠隔操作ロボットなどの開発を行った。これらの成果は、農業や食品製造業をはじめとする道内産業における省力化、省人化、自動化を推進する実用化開発へと活用される。	持続可能な地域づくりを支える産業の振興に向けて、 ・農産物を対象とした目視品質検査の自動化技術の開発・実用化 ・金属粉末を用いた合金化や造形に関する研究 ・レーザーを用いた微小部熱処理および加工技術の開発 ・ロボットハンドによる不定形状物ハンドリング技術の開発 ・AI画像認識や光計測技術などを活用した農産物の良品判定および森林資源量の測定システムの開発 ・画像認識における説明可能なAIに関する研究 ・IoT技術を応用した見守り・健康支援技術の開発 ・人間中心設計のためのUXプロトタイピングに関する研究 など、中期計画の達成に向けた取組を推進する。

中　期　計　画	No.		Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
b 成長力を持った力強い食関連産業の振興 市場ニーズを踏まえた農水産物と加工食品の品質保持・向上や新たな価値の創出、安全性確保などを図るため、農水産物の品質・加工適性の評価、貯蔵・流通技術、品質管理・加工・保存技術、有用微生物の利用と発酵醸造技術などに関する研究開発及びこれを支える生産機械、システムの試験研究に取り組む。 ・ 農水産物の品質・加工適性などの評価と利活用技術の開発 ① ・ 農水産物と加工食品の安全性確保と品質・鮮度保持技術の開発 ① ・ 食品加工を支える生産機械、システムに関する研究開発	14	3 R3 (A) R2 (A)	《評価理由》 成長力を持った力強い食関連産業の振興にあたり、農水産物と加工食品の新たな価値の創出や安全性確保を図るため、道内企業や大学等と連携した取組について概ね計画どおりに実施した。子実とうもろこし胚芽の利活用、冷燻製品の品質管理等に活用する評価方法、素材感のあるフライドポテトの製造方法を開発するなど、中期計画の達成に向けて取組を順調に実施しているので、３評定とする。 《業務実績》 ○ 農水産物の品質・加工適性などの評価と利活用技術の開発については、農畜水産加工品の高品質化技術、調理品製造技術、品質評価技術、利活用技術等の開発に取り組んだ。これらの成果は、道内食品製造企業において、道産馬鈴しょを原料とした品質と保存性を兼ね備えた半調理製品の開発、道産牛肉の特性を活かした仕向け拡大や食肉加工品開発、北海道の赤ワインの特徴である酸味を活かした赤ワイン製造技術等、多くの商品開発に活用される。 ○ 農水産物と加工食品の安全性確保と品質・鮮度保持技術の開発については、冷蔵食品において、加熱殺菌条件および包装条件が冷蔵中の食品・食材の保存性や品質に与える影響を明らかにした。また、冷凍食品において、冷凍保存が食品の品質に与える影響及び品質低下要因を明らかにした。これらの成果は、道内食品製造企業において、冷蔵食品の保存性を向上させる技術開発やロングライフチルド食品の製造技術開発、長期冷凍保存を可能とする製品開発に活用される。 ○ 食品加工を支える生産機械、システムに関する研究開発については、農産物の不良品判別技術として、画像処理技術を用いて人参や西洋わさびの木質化部分を判別する手法を開発した。また、食品を対象としたハンドリング作業の自動化として、様々な形状・大きさ・硬さの食品を把持できるソフトロボットハンドを開発した。これらの成果は、食品製造業における省力化、省人化、自動化を推進する実用化開発へと活用される。	成長力を持った力強い食関連産業の振興にあたり、農水産物と加工食品の新たな価値の創出や安全性確保を図るため、 ・子実とうもろこしの食品素材化技術の開発 ・常温流通食品の高品質化技術の開発 ・道産ナチュラルチーズの高品質化技術の開発 ・道産素材活用による機能性に優れた食品開発 ・道産菓子向け小麦粉の品質向上 ・冷蔵食品の微生物制御技術の開発 ・冷凍食品の品質保持技術の開発 ・食品加工の生産性向上を図る機械・システムの開発 など、中期計画の達成に向けた取組を推進する。

中　期　目　標　項　目
第2　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1　研究の推進及び成果の普及・活用 (3)　研究の推進方向

中　期　目　標
オ　環境・地質・エネルギーに関する研究の推進方向 (ｱ) 生活・産業基盤を支える環境の保全 道民の生活や産業の基盤を支える北海道の良好な環境の保全に向け、健全な水循環系の構築、「緩和」と「適応」を両輪とする気候変動対策、環境リスクの低減、自然環境の保全・再生、野生生物の保護管理等に関する研究を推進する。 (ｲ) 災害の防止及び地質資源の活用 災害の防止及び地質資源の活用を図るため、広域的視野に立った災害の発生要因の分析や被害の軽減、地質資源の活用等に関する研究を推進する。 (ｳ) 再生可能エネルギーや循環資源等の利活用の推進 将来にわたり持続可能な社会を構築していくため、北海道に豊富に賦存する多様な再生可能エネルギーの利活用やエネルギー利用の効率化、循環資源の利用等に関する研究を推進する。

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
(ｵ) エネルギー・環境・地質に関する研究推進項目			
a　再生可能エネルギーや循環資源などの利活用の推 再生可能エネルギーなどが豊富に賦存する北海道において、エネルギーの安定供給による持続可能な社会を構築していく観点から、多様な再生可能エネルギーの利活用、エネルギー利用の効率化及び循環資源の利用に関する研究開発に重点的に取り組む。 ・ 再生可能エネルギーなどの利活用と安定供給のための技術開発 ② ・ 省エネルギー技術とエネルギーの効率的利用システムの開発 ② ・ 循環資源利用のための研究開発 ②	15	3 R3 (A) R2 (A) 《評価理由》 再生可能エネルギーや循環資源利活用等の推進にあたり、温泉井の未利用ガス・熱の利活用、木質バイオマス熱利用の事業採算性と二酸化炭素排出削減効果試算ツール作成、木質ボイラー導入と運用改善による効率化、帯水層利用の地中採熱技術の導入プロセス構築、ホタテ貝中腸腺（ウロ）の飼料化、UAVとAIを活用した「海岸流木漂着量迅速把握手法」の開発等に取り組んでおり、年度計画のとおり実施したので３評定とする。 《業務実績》 ○　再生可能エネルギーなどの利活用と安定供給のための技術開発については、温泉井の未利用ガス・熱の利活用、地熱資源の有望ゾーンの抽出、探査地点の配置条件が地熱構造探索に及ぼす影響の把握、薪ストーブの排ガス性能等の規格化、木質バイオマス熱利用における事業採算性と二酸化炭素排出削減効果を試算するツールのプロトタイプ作成を実施した。これらの成果は、地方自治体やJA等において再生可能エネルギー利用への取組やその際の環境影響評価等に利用されるほか、今後の開発や探査技術の向上や高度化に活用される。 ○　省エネルギー技術とエネルギーの効率的利用システムの開発については、当別町において木質バイオマスボイラーの導入と運用改善による効率化を図った。また、当別町太美地区において、帯水層利用の地中採熱技術の導入プロセスを構築するとともに、町事業において、ロイズタウン駅前歩道への地中熱利用融雪システムの導入を行った。これらの成果は、関連企業における帯水層（地中熱）や木質バイオマスを利用した地域エネルギーシステムの設計資料や自治体のまちづくり政策の資料に活用される。 ○　循環資源利用のための研究開発において、ホタテ貝中腸腺（ウロ）の飼料化、微量金属類の回収条件、水処理における電気分解法の検討、UAV及びAIを活用した「海岸流木漂着量迅速把握手法」の開発、廃太陽光パネルの発生情報の解析及び資源化など、廃棄物の資源化や実態把握に取り組んだ。ホタテウロのエキスは道内企業で商品化、養殖サーモン等の飼料に添加されるなど、これらの成果は廃棄物資源の循環利用技術として生産・資源化現場での活用のほか、主に自治体における廃棄物量の推計・適正処理、リサイクル計画策定に活用される。	再生可能エネルギーや循環資源などの利活用の促進に向けて、 ・未利用エネルギー資源利用技術の開発 ・再生可能エネルギーなどの利活用のための環境適合性の評価 ・未利用エネルギー活用技術・システムの開発 ・地域未利用資源利用技術の開発 ・微量金属類分離応用技術の開発 ・水処理における高度処理・利用技術の開発 ・廃棄物の適正処理技術の開発 ・社会システムレベルの廃棄物処理体制構築に関する研究 など、中期計画の達成に向けた取組を推進する。

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
b　生活・産業基盤を支える環境の保全 道民の生活や産業の基盤を支える北海道の良好な環境及び生物多様性の保全に向け、流域圏における健全な水循環系の構築、「緩和」と「適応」を両輪とする気候変動対策、環境への負荷抑制技術、環境リスクの低減、自然環境の保全・再生、自然資源の利活用などに関する研究開発に取り組む。 ・ 環境を保全するための研究開発 ・ 生物多様性の保全のための研究開発	16	3 R3 (A) R2 (A)	《評価理由》 生活・産業基盤を支える環境の保全にあたり、経常研究や公募型研究などを道総研内、道内及び道外の大学や国立研究開発法人などと連携し、概ね研究計画どおり実施できた。特に大気発生源監視のための排ガス中ダスト濃度自動計測機の標準化（JIS化）や、道民の実感を伴う気候変動影響の明確化、エゾシカの被害低減と資源化に向けた草地適用型囲いわなの開発、アライグマ捕獲支援資料の作成などにより、北海道の良好な環境及び生物多様性の保全を図る成果を得られたことなどから ３評定とする。 《業務実績》 ○　環境を保全する研究開発については、北海道全域を対象に538河川の流域面積、気象、土地利用などのデータを時系列的に整備し、その閲覧システムを作成しＨＰで公開したほか、大気発生源監視のための排ガス中ダスト濃度自動計測機の標準化（JIS化）に寄与した。また、気候変動予測データの基盤整備を行ったほか、雪の変化など道民が実感を伴う気候変動の影響について明らかにした。これらの成果は道や市町村における行政施策として活用されるほか、事業所における発生源対策や気候変動適応ビジネスの推進に活用される。 ○　生物多様性の保全のための研究開発については、エゾシカの被害低減と資源化をめざし、草地適用型囲いわなを開発し、捕獲個体の肉質管理方法を明らかにした。ヒグマの個体数動向の推定においては、現地調査手法の改善により精度が高まった。これらの成果は北海道が策定するエゾシカ及びヒグマ管理計画に活用された。また、アライグマの捕獲支援資料や農村環境整備の手引きを作成し、行政担当者向け研修等で活用された。さらに、湿原、海浜植生の再生・保全手法を市町村等に提案し、保全施策検討に活用された。	道民の生活や産業の基盤を支える北海道の良好な環境及び生物多様性の保全に向けて、 ・水・物質循環に関する研究 ・気候変動の緩和・適応策に関する研究 ・有害物質のリスク低減に関する研究 ・エゾシカによる被害の防除と個体群管理及び持続的利用に関する研究 ・ヒグマによる被害の防除と個体群管理に関する研究 ・アライグマの防除に関する研究 ・自然生態系の保全に関する研究 など、中期計画の達成に向けた取組を推進する。

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
c　災害の防止及び地質資源の活用 災害の防止及び地質資源の活用を図るため、地震や津波、土砂災害、火山噴火などの多様な自然災害の発生要因の解明、地質情報基盤を確立する研究開発、地質資源の持続的利用に関する研究開発などに取り組む。 ・ 災害の被害軽減と防災対策手法の開発 ③ ・ 地質資源の開発と利用のための研究開発	17	3 R3 (A) R2 (A)	《評価理由》 　災害の防止及び地質資源の活用にあたり、重点研究及び経常研究などを道内及び道外の大学や国立研究開発法人などと連携し、概ね研究計画どおり実施した。特に寒冷地特有の周氷河地形の防災対策に関する研究や地下水資源開発と維持管理に関する研究により、北海道における災害の防止、地質資源の活用を図るなど、所期の成果を得られたことから、３評定とする。 《業務実績》 ○　災害の被害軽減と防災対策手法の開発については、北海道内に特有な緩斜面（周氷河斜面）とその堆積物の特徴を明らかにし、豪雨時の崩壊メカニズムを踏まえた調査方法や手順を解説した「周氷河斜面調査マニュアル」を作成した。本成果は、防災対策を計画・立案する際の検討資料に活用される。 　道内の活動的な火山において継続した観測を行い、活動の活発化がないことを把握するとともに、倶多楽では効果的な観測に活用できる熱水系モデルを構築した。これらは北海道防災会議等で報告し、各火山の活動の現況把握に活用された。 ○　地質資源の開発と利用のための研究開発については、地下水資源開発と維持管理手法の構築に取り組み、道内の３地域の地下水の水質分布と地表水のデータ等から地下水情報をまとめた「水資源Navi」のプロトタイプを作成した。本成果は、対象地域において水道事業者が水源候補を把握するために活用される。 　沿岸情報の可視化と利活用技術開発に取り組み、操業現場の端末において3Dで漁場状況を把握できるシステムを開発した。本成果により、漁業者が科学的な根拠に基づいた効率的な操業が可能となりICT水産業の促進につながる。	災害の防止及び地質資源の活用にむけて、 ・地質要因に基づく災害リスクの評価 ・地質資源の開発と利用のための研究開発 ・人口減少時代に応じた地下水資源開発と維持管理手法の構築 ・本道の沿岸漁業振興に必要な沿岸情報の可視化と利活用技術開発 など、中期計画の達成に向けた取組を推進する。

中　期　目　標　項　目
第2　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1　研究の推進及び成果の普及・活用 (3)　研究の推進方向

中　期　目　標
カ　建築・まちづくりに関する研究の推進方向 暮らし・地域・環境を育む建築・まちづくりの推進 持続可能な地域社会の構築に向けて、環境負荷の低減や地域資源の活用等を視野に入れ、安全で快適な建築・まちづくりに関する研究開発を推進する。

中　期　計　画	No.		Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
(カ) 建築・まちづくりに関する研究推進項目				
a　暮らし・地域・環境を育む建築・まちづくりの推 ○ 持続可能な地域システムの構築 地域社会を安定的に維持するため、生産・生活基盤から見た持続可能な地域・集落の維持・活性化を目指した地域システムの構築・運営に関する研究に取り組む。 ・ 地域・集落を維持・活性化するための地域システムの研究開発 ③ ○ 安全な地域づくりのためのシステムの構築 安全な地域づくりを進めるため、多様な自然災害に対応したリスク評価に基づき、避難対策、応急・復興対策、土地利用、生活・産業の施設とインフラの防災対策などに関する研究に取り組む。 ・ 災害の被害軽減と防災対策手法の開発 ③ ・ 災害発生後の応急対策及び復興対策手法の開発 ③	18	3 R3 (A) R2 (A)	《評価理由》 暮らし・地域・環境を育む建築・まちづくりの推進にあたり、持続可能なシステムの構築に関する研究、安全な地域づくりのためのシステムの構築に関する研究、暮らし・産業を支える都市・建築に関する研究に取り組み、所期の成果を得ることができたので、３評定とする。 《業務実績》 ○　地域・集落を維持・活性化するための地域システムの研究開発については、地域社会を安定的に維持するため、生産・生活基盤から見た持続可能な地域・集落の維持・活性化を目指した地域システムの構築・運営に関する研究に取組んだ。これらの成果は、地域・集落を維持・活性化するための施策や取組を行う際に活用される。 ○　災害の被害軽減と防災対策手法の開発については、安全な地域づくりを進めるため、多様な自然災害に対応したリスク評価に基づき、避難対策、応急・復興対策、土地利用、生活・産業の施設とインフラの防災対策などに関する研究に取り組んだ。これらの成果は、北海道の減災目標の設定や市町村の津波避難対策、防災スピーカ整備計画の策定などに活用される。 ○　災害発生後の応急対策及び復興対策手法の開発については、応急仮設住宅の施工方法の改善と供給計画の提案、被災した市町村における発災から復旧・復興までの対応の検証、住まいの再建・改修過程の把握を行った。これらの成果は、北海道の応急仮設住宅建設マニュアル、市町村の防災体制の強化、災害時の住まい確保に向けた事前対策に活用される。	持続可能な地域システムの構築に関する研究、安全な地域づくりのためのシステムの構築に関する研究、暮らし・産業を支える都市・建築に関する研究に取り組み、所期の目的を達成する。

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
○ 暮らし・産業を支える都市・建築に関する研究 持続可能な社会の構築に向けて、積雪寒冷地での建築技術・環境負荷低減・安全性向上技術の開発・高度化、住宅・建築の計画やストックマネジメント手法、都市の維持・ 活性化や機能再編などに関する研究開発に取り組む。 ・ 建築技術の開発と高度化のための研究開発 ・ 都市と住宅・建築の計画のための研究開発 ・ 循環資源利用のための研究開発 ②	(18)	○　建築技術の開発と高度化のための研究開発については、北海道胆振東部地震での住宅用途及び建築年代別の被害状況を明らかにするとともに、既存壁の利用や解体範囲を少なくした補強工法により耐震性を向上させる復旧・耐震改修技術を提案した。また、コンクリート部材のひび割れをAIで自動検出するための基礎技術を開発した。これらの成果は住宅の耐震改修、建物の外観調査に関する技術開発などで活用される。 ○　都市と住宅・建築の計画のための研究開発については、空き家の発生予防を目的とした支援体制を提案した。また、北海道胆振東部地震対応及び調査を通じ、時間制約の中で被災者の恒久的住まい確保を遂行するタイムラインと、被災者属性による住まいの選択フローを作成した。これらの成果は、道内市町村の空き家対策、住宅災害時の対応マニュアルで活用される。 ○　循環資源利用のための研究開発については、2020年～2050年における木造戸建住宅からの建設廃棄物の排出量を推計した。また、建築資源循環システム構築に向けて、廃棄物処理工程のシステム化や分別・運搬体制の構築、分別解体を実現する技術開発等を提言した。これらの成果は、新たな建材・工法の開発方針として、令和3年度に開始した研究課題に活用される。	

中　期　計　画	No.		Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
b 省エネルギーと再生可能エネルギーの利活用の推 生活・産業施設などにおいてエネルギーを効率的に利用するため、設備・機器・システムの開発と効果的な活用及び地域のエネルギー特性を考慮したエネルギーマネジメントシステムに関する研究に取り組む。 ・ 省エネルギー技術とエネルギーの効率的利用システムの開発 ② ・ 再生可能エネルギーなどの利活用と安定供給のための技術開発 ②	19	3 R3 (A) R2 (A)	《評価理由》 省エネルギーと再生可能エネルギーの利活用の推進にあたり、生活・産業施設などにおいてエネルギーを効率的に利用するため、設備・機器・システムの開発と効果的な活用及び地域のエネルギー特性を考慮したエネルギーマネジメントシステムに関する研究に取り組み、所期の成果を得ることができたので、３評定とする。 《業務実績》 ○　省エネルギー技術とエネルギーの効率的利用システムの開発については、全国を対象に省エネ性能等の評価に活用可能な設計用気象データセットを1km間隔で構築した。また、地域のエネルギー施策を検討する際の基盤となるエネルギーに関する各種統計資料について、目的に応じた統計資料の活用方法、留意点等を明らかにした。これらの成果は、建築物のエネルギー消費性能計算、戦略研究等の省エネルギーに関する研究開発で活用される。 ○　再生可能エネルギーなどの利活用と安定供給のための技術開発については、太陽熱利用により木チップを水分15%まで乾燥可能なローコスト乾燥技術、一般的な熱搬送システムに比べてポンプの搬送動力を50%削減可能な熱搬送技術を開発した。これらの成果は、バイオマスを活用する道内市町村、燃料の供給事業者、熱供給に係る技術者等に活用される。	設備・機器・システムの開発と効果的な活用及び地域のエネルギー特性を考慮したエネルギーマネジメントシステムに関する研究に取り組み、所期の目標を達成する。

中　期　計　画	No.		Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
オ 研究ロードマップ 中長期的な研究成果の目標や普及方法の明確化と、研究開発の推進方向の共有化を図るため、研究推進項目毎に、研究内容の関連性を視覚化した研究ロードマップを作成する。	20	3 R3 (A) R2 (A)	《評価理由》 研究ロードマップを作成することで、中長期の研究目標、研究成果の普及方法を明確化するとともに、適宜内容の更新・見直しを行うことで、研究開発の効果的な推進と研究本部相互で情報共有を図ったことから３評定とする。 《業務実績》 ○　研究ロードマップを作成することで、研究成果の事業化・実用化等を見据え、研究における中長期の研究目標、研究成果の普及方法を明確化し、研究内容の関係性等を視覚化した。また、社会情勢や研究ニーズの変化を考慮して適宜内容の更新・見直しを行った。これらにより研究開発を効果的に推進するとともに、研究本部相互で情報共有を図った。	社会情勢や研究ニーズの変化、研究開発の進捗状況等を踏まえて研究ロードマップの点検、更新及び見直しを行う。

中　期　目　標　項　目
第2　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1　研究の推進及び成果の普及・活用 (4)　研究の評価

中　期　目　標
研究の質の向上を図るため、外部有識者からの意見や評価を踏まえて、道総研において研究課題評価を行い、その結果を研究課題の設定や研究の実施、進捗状況の管理、研究成果の活用等に適切に反映させる。

中　期　計　画	No.		Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
(3) 研究の評価 研究課題の設定や研究の実施、進捗状況の管理、成果の活用等を適切に行い、研究の質の向上を図るため、外部有識者の参画を得て研究課題評価を実施する。 ・道総研本部においては、優れた見識を有する外部有識者で構成する研究評価委員会が行 う重点的に取り組む研究課題に対する評価を踏まえ、理事長が評価を実施する。 ・各研究本部においては、各々の専門分野の外部有識者が参画する研究課題検討会における基盤的な研究課題等に対する意見を踏まえ、研究本部長が評価を実施する。	21	3 R3 (A) R2 (A)	《評価理由》 外部有識者の参画を得た研究課題評価の実施により研究の質の向上を図り、効果的・効率的な研究等の実施及び研究資源の重点的・効率的な配分等に反映させることができたので３評定とする。 《業務実績》 ○　道総研本部において、外部有識者で構成する研究評価委員会を実施し、3カ年で述べ73件の研究課題に対する評価を実施した。研究評価によって、重点的に取り組むべき新規課題の選定や進捗状況の管理、研究内容の見直しを行い、研究の質の向上を図った。 ○　各研究本部において、各専門分野の外部有識者が参画する研究課題検討会を実施し、３カ年で述べ1,482件の研究課題に対する評価を実施した。研究課題検討会における検討結果を踏まえて、各研究本部において効果的・効率的な研究等の実施及び研究資源の重点的・効率的な配分等に反映させた。 【単位：件】	研究課題検討実施要領及び研究課題評価実施要綱等に基づき、研究課題の設定や研究の実施、進捗状況の管理、成果の活用等を適切に行い、研究の質の向上を図るため、外部有識者の参画を得て研究課題評価を実施する。

	R2	R3	R4	R5	R6
研究評価を実施した研究課題数	383	599	500	－	－

中　期　目　標　項　目
第2　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1　研究の推進及び成果の普及・活用 (5)　研究成果の普及・活用の促進

中　期　目　標
産業振興や地域課題の解決に向けて、研究成果や知見が一層活用されるよう、積極的な普及に取り組む。 取組を進めるに当たっては、広報業務のみならず、日常的な研究活動における企業、大学、国等の研究機関及び行政機関との連携交流や幅広い技術支援の取組など、様々な機会を活用する。 この項目については、数値目標を設定して取り組む。

中　期　計　画

(4) 研究成果の発信・普及

研究成果を広く発信するため、学会での発表や学術誌への投稿等を行うとともに、成果発表会やセミナー、刊行物、ホームページ等を用いて研究成果や知見を広く公表・周知する。
また、技術資料等の発行や展示会への出展、企業訪問などの多様な方法を用いて普及・活用を促進するとともに、農林水産分野においては道の普及組織等と緊密に連携し効果的な普及に取り組む。
なお、成果の発信などにおいては、道総研の認知度向上を目指し、統一的にシンボルマークの使用などに取り組む。

研究成果の発信については、次のとおり数値目標を設定する。

設定内容	目標値（令和６年度）
口頭及び刊行物による成果の公表件数	3,500件

研究成果の活用については、次のとおり数値目標を設定する。

設定内容	目標値（令和６年度）
行政や企業等で活用された成果の数	720件

No. 22

Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）

2

R3 (B)

R2 (B)

《評価理由》

道内産業の振興や地域課題の解決につながるよう、対面で開催された展示会等での資料等の配布や、情報提供を通じて、研究成果や知見の発信に努めた結果、行政や企業等で活用された成果の数は昨年度に引き続き、目標を上回った。一方で、成果の公表件数については、研究成果の発信・普及を促進し、道総研の認知度向上に貢献したが、コロナウイルス感染症の影響が大きく、目標値を下回ったことから２評定とする。

○ 数値目標

【単位：件】

設定内容		R2	R3	R4	R5	R6
口頭及び刊行物による成果の公表件数	目標値	3,500	3,500	3,500	－	3,500
	実　績	2,237	2,448	2,531	－	－

①＋②＋③

【単位：件】

設定内容		R2	R3	R4	R5	R6
行政や企業等で活用された成果の数	目標値	680	690	700	－	720
	実　績	782	812	895	－	－

⑤＋⑥＋⑦

《業務実績》

○　新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学会やシンポジウムが中止されたことによる口頭での発表件数の減少や移動制限による現地調査の遅延により、公表件数は数値目標を下回った。一方、オンラインによる学会等への参加や新型コロナウイルス感染症対策が進んだことで対面による発表機会が回復してきていること、積極的な成果の公表に努めたことから、公表件数は年々増加している。

Ｒ５～６年度　実施予定

研究成果の発信・普及にあたり、学会での発表や学術誌への投稿等を行うとともに、成果発表会やセミナー、刊行物、ホームページ等を用いて研究成果や知見を広く公表・周知する。
また、技術資料等の発行や展示会への出展、企業訪問などの多様な方法を用いて普及・活用を促進するとともに、農林水産分野においては道の普及組織等と緊密に連携し効果的な普及に取り組む。
刊行物や研究成果が活用された製品においては、道総研のシンボルマークを使用し、道総研の認知度向上を目指す。

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
	(22)	○　研究成果発表会やセミナーについては、期初、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの、オンライン開催や対面とオンラインのハイブリッド開催などを積極的に進め、遠地からの参加者や新規の参加者を獲得するなど、幅広い層に普及した。成果の公表方法については従来の刊行物に加え、動画による配信も積極的に行った。 ○　各種技術資料を作成し、ホームページへの掲載や展示会等での配布、常設展示コーナーや連携機関での配架を進めた。特に社会的関心の高い研究成果等をフェイスブックやメルマガで紹介するなど、研究成果の普及に取り組んだ。展示会への出展については、期初は新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの、オンラインでの出展を継続し、広く利用者への情報発信を図った。企業訪問も新型コロナウイルス感染症が収束しつつあることから、訪問数が増加傾向にある。 ○　農業、水産、森林の各研究本部では、道の普及組織と緊密な連携を図り、生産者に対して最新の研究成果の広報、普及を行った。 ○　農業、水産、森林の各研究本部では、道の普及組織との連絡会議等を開催し、研究成果や知見に関する情報共有や、研究・普及活動の相互協力について意見交換を行うとともに、研究成果を生産現場における現地指導に活用した。 ○　研究成果の発信・普及にあたり、公式シンボルマークの活用推進に務め、新たに一般向けに「きらり道総研」ロゴを制作するとともに、ノベルティの拡充を図り、道総研の認知度向上に努めた。 【単位：件】 R2 / R3 / R4 / R5 / R6 口頭での発表件数：493 / 704 / 839 / － / －　① 紙媒体による公表件数：1,089 / 1,053 / 1,104 / － / －　② 電子媒体による公表件数：655 / 691 / 588 / － / －　③ 【単位：件】 R2 / R3 / R4 / R5 / R6 展示会等への出展件数：48 / 38 / 55 / － / － 普及組織との連絡会議等の開催件数：164 / 158 / 179 / － / － 企業等へ訪問し広報活動した件数：584 / 620 / 868 / － / － 行政施策等に反映された成果の数：281 / 287 / 327 / － / －　⑤ 企業等で活用された成果の数：339 / 347 / 366 / － / －　⑥ 普及組織で活用された成果の数：162 / 178 / 202 / － / －　⑦	

中　期　目　標　項　目
第2　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 2　知的財産の管理・活用

中　期　目　標
幅広い分野への応用可能性があり、実用化・商品化が期待される新しい技術や普及が見込まれる優良な品種について、特許の出願等を行うとともに、適正な管理を行う。 また、研究成果の道民への還元を更に進めるため、知的財産に係る支援団体等と連携 し、企業等への情報提供を通じて実施許諾に向けた活動を行うなど、知的財産の一層の活用を図る。 この項目については、数値目標を設定して取り組む。

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）								Ｒ５～６年度　実施予定
第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 2 知的財産の管理・有効活用		評価結果	4	0	3	1	2	0	1	0	
研究、技術支援の成果として得られた、活用が見込まれる重要な知見・技術、優良な植物の品種については、知的財産権を取得し、保護するとともに、技術動向や企業のニーズ、外部有識者の意見などを踏まえ、維持要否に係る基準のもと、譲渡等を進め適切に管理する。 また、活用を促進するため、知的財産に係る支援団体と連携した関連業界団体等への情報提供などを行うとともに、優良な植物の品種については、道及び関係団体と連携し普及を図る。 知的財産の活用については、次のとおり数値目標を設定する。	23	3 R3 (A) R2 (A)	《評価理由》 研究、技術支援等の成果について、積極的に知的財産権の取得とその活用促進を図ったほか、活用が見込めなくなった権利の整理を進め、知的財産権の適切な管理に努めたことにより、知的財産権１件あたりの利用許諾件数が1.7～1.9となり、数値目標を達成し、所期の成果を得ることができたので、３評定とする。 ○ 数値目標 【単位：件】 設定内容 / 目標値 / R2 / R3 / R4 / R5 / R6 知的財産権 1 件あたりの利用許諾件数 / 目標値 / 1.5 / 1.5 / 1.5 / － / 1.5 知的財産権 1 件あたりの利用許諾件数 / 実　績 / 1.7 / 1.8 / 1.9 / － / － 《業務実績》 ○　研究や技術支援の成果として得られた重要な知見や新しい技術については、本部内に設置した知的財産審査委員会において、技術の内容、活用見込みなどを踏まえ知的財産権取得の適否について審査し、出願が適当と認められる技術について特許出願等を行った。併せて、特許権等の維持の必要性を審査し、活用が見込めない特許権等を整理するなどして、知的財産権の適切な管理を行った。 ○　研究や技術支援の成果として得られた重要な知見や新しい技術のうち、技術の内容などを考慮して公開がなじまないものは、知的財産審査委員会の意見などを踏まえ知的財産権を取得せずに秘匿すべき技術（ノウハウ）として法人管理ノウハウに指定するなどして、適切な管理を行った。								目標を達成できるよう、次のとおり取り組む。 ・研究、技術支援の成果として得られた、活用が見込まれる重要な知見・技術、優良な植物の品種については、知的財産権を取得し、保護を図る。 ・権利化した知的財産権については、技術動向や企業のニーズ、知的財産審査委員会の意見などを踏まえ、維持要否に係る基準のもと、譲渡等を進め、関係規程に基づき適切に管理する。 ・活用を促進するため、知的財産に係る支援団体と連携を図りながら各種イベントや開放特許シーズ集を活用し、関連業界団体等への情報提供などを行う。 ・道が認定する「北海道優良品種」などの優良な植物の品種については、道及び関係団体と連携し普及を図る。

設定内容	目標値（令和６年度）
知的財産権 1 件あたりの利用許諾件数	1.5件

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
	(23)	○　道が北海道農作物優良品種に認定した新品種等について、育成者権の取得を目的として品種登録の出願を行うなど適切な管理を行った。 ○　これまでに出願公表された新品種について、道及び関係団体と連携して利用促進を図った。 ○　特許権等については、北海道知的所有権センターなど知的財産に係る支援団体等と連携して、開放特許情報の発信や企業訪問などに取り組み、道内企業等における特許等の利用促進を図った。 「アグリビジネス創出フェア in Hokkaido」、「ビジネスExpo」、「北洋銀行知財ビジネスマッチング」、「JST新技術説明会」に出展し、道総研が保有する知的財産についてＰＲを行い、企業等との積極的なマッチング活動を行った。特許等の実施が期待できる企業等に特許等の紹介を行った結果、新規許諾契約の締結につながった。	

・ 特許権等

【単位：件】

	R2	R3	R4	R5	R6
出願中特許等件数	29	23	22	－	－
うち特許等新規出願件数	8	7	7	－	－
特許権等保有件数	91	85	82	－	－
うち特許等新規登録件数	9	9	7	－	－
特許権等放棄・権利消滅件数	5	16	10	－	－

・ 品種

【単位：件】

	R2	R3	R4	R5	R6
出願品種数	15	10	8	－	－
うち新規出願品種数	3	3	1	－	－
登録品種数	105	105	98	－	－
うち新規登録品種数	5	7	3	－	－
育成者権登録抹消 ・存続期間満了品種数	6	8	10	－	－

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定

・ その他

【単位：件】

	R2	R3	R4	R5	R6
ノウハウ指定された技術数	2	2	2	－	－

【単位：件】

	R2	R3	R4	R5	R6
特許等の実施許諾契約件数	94	97	96	－	－
登録品種等の利用許諾件数	312	297	306	－	－

中　期　目　標　項　目
第2　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 3　総合的な技術支援の推進 (1)　技術相談及び技術指導等の実施

中　期　目　標
地域や企業等に対して、分野横断的な連携や外部との連携等により、幅広い観点から技術的な相談や指導等を行う。 また、利用の一層の拡大に向けて情報発信等に取り組むとともに、利用者の要望に応じた機動的なサービスの提供を行う。 この項目については、数値目標を設定して取り組む。

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 3　総合的な技術支援の推進		評価結果　4　0　3　4　2　0　1　0	
(1) 技術相談、技術指導等の実施 地域や企業等が抱える技術的な課題を解決するとともに、研究成果の活用促進や研究ニ ーズを把握する機会として、これまでの研究成果や知見等を用いて、技術相談、技術指導、講師等派遣・依頼執筆、課題対応型支援、技術審査、技術開発派遣指導を実施する。 企業などへの訪問やホームページ等により技術支援制度の利用方法や活用事例を分かりやすく説明するなどの広報活動に積極的に取り組む。 また、企業や道民等の複雑化・多様化するニーズに対し、道総研の総合力を活かし、大学や研究機関など幅広い連携を活用し、迅速かつ的確に対応することにより、利活用の促進を図る。 技術相談、技術指導については、次のとおり数値目標を設定する。 設定内容：技術相談、技術指導の実施件数 目標値（令和６年度）：12,000件	24	3 R3 (A) R2 (A) 《評価理由》 利用者が抱える技術的な課題の解決や研究成果の活用促進のため、技術相談、技術指導、講師等派遣・依頼執筆など各種技術支援を実施した。講師等派遣や依頼執筆は、従来の会場開催セミナーや紙媒体の刊行物に加え、Web講演や動画配信コンテンツを提供する形での実施が増加した。これらの技術支援制度については各種媒体やイベントを通じ情報発信を図っており、数値目標をほぼ達成できたため３評定とする。 ○ 数値目標 【単位：件】 設定内容：技術相談、技術指導の実施件数 目標値：R2 12,000　R3 12,000　R4 12,000　R5 ―　R6 12,000 実　績：R2 11,426　R3 11,147　R4 10,879　R5 ―　R6 ― ①＋②＋③ 《業務実績》 ○　技術相談では、道民や企業等からの様々な技術的な問い合わせ・相談に対応し、関連する技術や研究成果等の情報を相談者に提供した。実施件数は毎年9,000件前後で推移していたが令和４年度はやや減少した。一部の相談については、共同研究の実施につながっている。 技術指導は、各試験場等の専門とする分野に応じて実施しており、毎年1,200件程度で推移している。 講師等派遣・依頼執筆については、発表会・講演会・セミナーへの講師派遣や委員会の委員等に就任して必要な助言を行うとともに、各種の刊行物や業界誌・専門誌、連携協定先が発行する刊行物等への原稿執筆を行った。 課題対応型支援では、通常の技術指導に加えて、追加・補助的な試験、分析、測定、調査、評価等を実施し、より実効性の高い支援を行った。実施件数は毎年20～30件で推移している。 技術審査は、国等の公募型事業や助成事業等に係る企業等の提案資料の書面審査を行った。毎年1,000件程度で推移している。 技術開発派遣指導では、職員を道内中小企業等や地域の中核的な試験研究機関に派遣して技術指導し、商品開発や特許出願につなげた。	技術支援制度のさらなる利用拡大に向けて、ホームページやパンフレットへの掲載情報の充実を図り、展示会、成果発表会、各種会合等でのPRなどに取り組む。また、北海道イノベーションプラットフォーム等、連携協定機関との取組を推進し、全道の新たな地域や企業からの技術的な相談・要望に対する技術支援を進める。

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
	(24)		

○　技術相談、技術指導等の利用促進に向け、企業訪問に加え、ホームページ、メールマガジン、フェイスブックなどSNSの活用により技術支援制度等の周知を行ったほか、展示会等においてパンフレット配布などの広報活動を行った。

○　複雑化・多様化するニーズに対応するため、道総研本部に総合相談窓口を設けて電話やメールで幅広く相談を受け付け、関係する研究機関において的確な対応を行った。また、道総研では対応が難しい案件については、適切な外部の研究機関や企業、専門家を紹介し、相談者が抱える課題の解決につながるよう努めた。

【単位：件・日】

	R2	R3	R4	R5	R6	
技術相談件数	9,091	8,771	8,381	－	－	①
うち総合相談窓口を通じた件数	138	101	99	－	－	
技術指導件数	1,266	1,288	1,202	－	－	②
うち複数分野の研究員による実施件数	1	69	5	－	－	
講師等派遣・依頼執筆実施件数	1,069	1,088	1,296	－	－	③
うち複数分野の研究員による実施件数	0	6	1	－	－	
課題対応型支援の実施件数	22	32	22	－	－	
技術審査件数	1,323	1,016	956	－	－	
技術開発派遣指導件数	15	14	15	－	－	
技術開発派遣指導派遣日数	173	145	133	－	－	

中　期　目　標　項　目
第2　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 3　総合的な技術支援の推進 (2)　依頼試験等の実施及び設備等の提供

中　期　目　標
企業等からの依頼により、試験、分析、測定等を迅速かつ的確に実施するとともに、試験機器等の設備及び施設を開放し、企業等の研究開発に必要な支援を行う。 また、設備等の利用の一層の拡大に向けて情報発信等に取り組むとともに、利用者の意見を把握し、利便性の向上を図る。 この項目については、数値目標を設定して取り組む。

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
(2) 依頼試験、設備使用等の実施 企業等の研究開発を支援するとともに、研究成果の活用促進や研究ニーズを把握する機会として、依頼試験の実施や試験設備、機器を貸与する。 実施にあたっては、大学や研究機関、企業等の外部機関との役割分担を踏まえながら、道総研の強みを生かして企業等の多様なニーズに対応する。 また、ホームページ等により技術支援制度の利用方法や使用できる設備などについて分 かりやすく説明し、利便性の向上を図る。 依頼試験、設備使用については、次のとおり数値目標を設定する。 設定内容：依頼試験、設備使用の申込件数　目標値（令和６年度）：1,500件	25	3 R3 (B) R2 (B) 《評価理由》 依頼試験・設備使用の利用者の増加に向け、パンフレットの配布や研修会、企業訪問、ホームページやメールマガジン等において積極的にPRし、利用者の認知度や利便性の向上を図った。その結果、令和４年度の申込件数は数値目標をほぼ達成したことから、３評定とする。 ○ 数値目標 【単位：件】 設定内容：依頼試験、設備使用の申込件数 目標値：R2 1,500　R3 1,500　R4 1,500　R5 ―　R6 1,500 実　績：R2 1,293　R3 1,333　R4 1,440　R5 ―　R6 ― ①＋② 《業務実績》 ○　企業等からの依頼に対し、依頼試験、設備使用等の対応を行った。期初は新型コロナウィルス感染症の影響を受けたが、web会議による事前相談の実施などの対策を講じたことから、令和４年度には申込件数が概ね回復した。 依頼試験成績書の記載ミスの再発防止のため、成績書発行に当たってのダブルチェック体制の確立や、試験データの適切な保存などに関して、会議等で各研究本部に周知・徹底を図った。 ○　技術支援制度の利用者を対象に毎年アンケートを実施した。「利用しやすかった」との意見が大半であったが、一部「手続きの煩雑さ」や「相談する部署がわかりにくい」などの意見があったため、相談者への丁寧な説明や、様々なPR場面での総合相談窓口の紹介に努めるなど改善を図った。 ○　研修会・講習会、展示会などでのＰＲや、ホームページ等による情報発信により、技術支援制度の周知や利便性向上に努めるとともに、連携機関と協力したＰＲ活動を行い、利用拡大に努めた。 【単位：件】 依頼試験の申込件数：R2 498　R3 415　R4 358　R5 ―　R6 ―　① 設備使用の申込件数：R2 795　R3 918　R4 1082　R5 ―　R6 ―　②	企業等からの依頼に応じて、試験、分析、測定や調査等を行う依頼試験、試験機器等の設備の使用を開放する設備使用を実施する。 アンケート等により利用者の意見を把握し、利便性の向上を図る。 利用の増加に向けて、ホームページに実施内容の詳しい紹介を掲載するほか、展示会や成果発表会、各種会合等でのＰＲに取り組む。また、連携機関と連携して周知を行う。

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
(3) 建築性能評価、構造計算適合性判定の実施 建築基準法に基づき、構造方法等の認定に必要な建築物の性能評価及び構造計算適合性判定を実施する。	26	3 R3 (A) R2 (A) 《評価理由》 建築性能評価については、R2年度に実施予定のものが新型コロナウイルス感染症の影響で遅延し、R3年度の件数が一時的に増加した。また、構造計算適合性判定は、全国的に新設建物の建設計画数が減少しており、判定対象件数自体が減少している傾向にあるが、実施件数は80件前後で推移している。建築性能評価、構造計算適合性判定のいずれも、関係法令等に基づき適切に事業を実施したことから、３評定とする。 《業務実績》 ○　国土交通省の指定性能評価機関の指定を受けている建築研究本部において、防耐火構造等の性能評価試験を実施し、性能評価審査会で了承を得たものについて評価書を発行した。また、建築性能評価の申請者からの依頼に応じて、試験体の製作を行った。 ○　北海道知事から指定構造計算適合性判定機関の指定及び委任を受けている建築研究本部において、建築主またはその代理者からの申請等により、建築基準法に基づく構造計算適合性判定を実施した。 【単位：件】 R2 / R3 / R4 / R5 / R6 建築性能評価の実施件数：0 / 15 / 5 / ― / ― 試験体の製作件数：2 / 2 / 3 / ― / ― 構造計算適合性判定の実施件数：81 / 73 / 79 / ― / ―	建築基準法に基づき、構造方法等の認定に必要な性能評価を実施するとともに、企業等からの依頼に応じて建築性能評価に関わる試験体の製作を行う。 建築基準法に基づき、構造計算に係る適合性判定を実施する。

中　期　目　標　項　目
第2　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 3　総合的な技術支援の推進 (3)　地域や産業の担い手の育成

中　期　目　標
新しい知見や必要な技術を伝え、企業等の技術者及び地域や産業の担い手の育成を支援する。

中　期　計　画	No.		Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
(4) 地域や産業の担い手の育成 企業等の技術者や地域産業の担い手、学生の育成を支援するため、研修会・講習会の開催や研修者の受け入れを行い、研究成果や知見、技術の普及を図る。	27	3 R3 (A) R2 (A)	《評価理由》 研修会・講習会の開催件数、担い手の育成のための研修者の受入人数については、新型コロナウイルス感染症の影響が収束しつつあるとともに、オンラインの活用などの工夫により件数・参加者数とも増加傾向にあり、適切に取り組んだことから３評定とする。 《業務実績》 ○　地域産業の担い手を対象とした研修会や講習会を開催した。 ○　地域産業の担い手、普及指導員、学生などを受け入れ、技術や知見等の普及指導を行った。また、大学等の学生向けに、実習や研修を通じた教育指導および就業体験を実施した。	企業等の技術者や地域産業の担い手を対象とした研修会・講習会を開催する。 企業等の技術者や大学等の学生を研修者として受け入れ、必要な技術や知見等の普及指導を行う。 インターンシップの学生を受け入れ、就業体験の機会を提供する。

・ 研修会・講習会等

【単位：件・名】

	R2	R3	R4	R5	R6
開催件数	97	123	129	―	―
延べ参加者数	2,440	3,685	3,554	―	―

・ 受入研修者

【単位：名】

	R2	R3	R4	R5	R6
延べ受入人数	384	281	577	―	―
うち企業等技術者や地域産業担い手の受入人数	25	96	96	―	―
うち大学等の学生の受入人数	76	25	289	―	―

中　期　目　標　項　目
第2　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 4　連携の充実強化

中　期　目　標
研究ニーズの把握や研究の推進、研究成果の幅広い普及等を的確に行うため、産業界、大学等の研究・教育機関、行政機関、金融機関等との連携を一層強化する。 取組を進めるに当たっては、連携協定や産学官金のコーディネートを担う人材のネッ トワークを活用し、連携交流の機会を一層充実させるほか、道総研が有する北海道総合研究プラザをこれらの機関との連携交流の場として効果的に活用する。 この項目については、数値目標を設定して取り組む。

中　期　計　画	No.	評価結果	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 4　連携の推進			4　0　3　2　2　0　1　0	
(1) 外部機関との連携 企業や地域からの様々な相談や課題の解決に応えるため、大学、他の研究機関などの外部機関との連携基盤の構築、充実を図り、研究開発、成果の公表・普及、技術支援、人材交流等の事業を実施する。 連携を一層強化するために、連携協定や連携コーディネーター、産学官金のコーディネ ートを担う人材のネットワークを活用し、北海道総合研究プラザを連携交流の場として効果的に活用する。 また、各地域においても研修会の開催や意見交換の場を設けるなど連携交流に取り組む。 連携の推進については、次のとおり数値目標を設定する。 設定内容：連携協定先との事業の実施件数 目標値（令和６年度）：1,700件	28	3 R3 (B) R2 (B)	《評価理由》 新たに包括連携協定（６件）、研究分野別連携協定（７件）を締結し、道総研の連携基盤の拡大を図ったほか、オンラインを活用するなどして、連携協定先との意見交換や事業実施に取り組んだ。事業の実施件数は増加傾向にあり、R４年度には目標数値を大きく上回ったため、３評定とする。 ○ 数値目標 【単位：件】 設定内容：連携協定先との事業の実施件数 目標値：R2 1,500　R3 1,550　R4 1,600　R5 ー　R6 1,700 実　績：R2 1,212　R3 1,290　R4 1,789　R5 ー　R6 ー ①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥ 《業務実績》 ○　新たに13件の連携協定を締結するとともに、既に協定等を締結している機関も含めて連携を進め、共同研究の実施、技術支援、研究交流会・展示会・セミナーの開催、イベントへの相互協力や人材交流等を行った。 ○　国、市町村、大学、金融機関等の職員に連携コーディネーターを委嘱し、道総研内外の連携に関する情報交換・意見交換を行うとともに、道総研に対する理解を深めてもらい、外部機関との一層の連携を図った。 ○　北海道総合研究プラザ等を拠点に研究会等を開催したほか、連携協定先である大学等と、対面もしくはオンラインで連携協議会を開催し、共同研究や技術支援等の連携に関する情報交換・意見交換を行った。	連携協定や連携コーディネーターを活用して、共同研究の推進、普及・技術支援の実施に当たっての相互協力、研究員の派遣等の人材交流などを進め、連携事業を推進する。 各地域で研修会の開催や意見交換の場を設けるなど、地域での連携交流に取り組む。

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
	(28)		

【単位：件・名】

	R2	R3	R4	R5	R6	
連携協定等の締結件数（通算）	46	55	56	－	－	
うち事業を伴った連携協定等の件数	36	43	43	－	－	
新規締結件数	1	10	3	－	－	
連携ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ委嘱人数	6	6	6	－	－	
連携協定先と実施した研究の件数	184	157	243	－	－	①
連携協定先と実施した成果の公表件数	124	160	167	－	－	②
連携協定先と実施した普及活動の件数	17	28	41	－	－	③
連携協定先と実施した技術支援の件数	728	716	1016	－	－	④
連携協定先と実施した人材交流の件数	87	124	199	－	－	⑤
連携協定先と実施した その他事業の件数	72	105	123	－	－	⑥

中　期　計　画	No.		Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
(2) 行政機関との連携 道の施策に対応した研究等を推進するとともに、研究成果を施策へ反映するため、道の関係部等と情報交換、意見交換等を緊密に行い、情報の共有化を図る。 また、国の施策に対応した研究等の推進や市町村の行政課題に対応した研究・技術支援を行うため、国や道、市町村等とも情報交換、意見交換等を緊密に行い情報の共有化を図る。	29	3 R3 (A) R2 (A)	《評価理由》 期初は新型コロナウイルス感染症の影響を受けたもののオンライン会議や書面協議等も取り入れ、道関係部等との連絡会議等を開催し情報共有や意見交換を行った。ゼロカーボン・気候変動や赤潮対応、野生獣害、減災、空き家対策等、道各部が所管する喫緊の諸課題に関する技術的助言や意見交換を行ったほか、地域の産業・経済に関する研究ニーズを聴取して新規課題等へ反映させるなど、国、道、市町村との連携に取り組んだことから、３評定とする。 《業務実績》 ○　道関係部との連絡会議を開催し、道の施策や道総研の研究成果等に関する情報を共有するとともに、協力体制を維持強化することによって、社会情勢の変化に伴う諸課題の解決に向けた研究の推進や、道施策への研究成果の反映を図った。	道の関係部等との連絡会議等により情報の共有を図り、新たに実施する研究等への反映や研究成果の道の施策への反映を図る。 国の関係機関等との連絡会議等により施策に関する情報を収集し、研究や技術支援等に反映するとともに、国が公募する外部資金研究の獲得に活用する。 総合振興局・振興局、市町村等との連絡会議等により、市町村の行政課題に係る研究ニーズを収集・把握し、研究や技術支援等に反映する。

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
	(29)	○　国や国立研究開発法人との連絡会議や意見交換等により、国の各種施策や優先的に取り組む必要のある課題について情報収集を行い、研究課題の設定や技術支援への反映を図るとともに、外部資金の獲得にも活用した。 ○　（総合）振興局、市町村との連絡会議や意見交換等を通じて研究ニーズの把握等を行い、研究課題の設定や技術支援への反映を図った。 ・ 道関係部等との連絡会議等 【単位：件】 R2 / R3 / R4 / R5 / R6 開催件数：365 / 407 / 405 / － / － ・ 普及組織との連絡会議等 【単位：件】 R2 / R3 / R4 / R5 / R6 開催件数：164 / 158 / 179 / － / － ・ 市町村との意見交換等 【単位：件】 R2 / R3 / R4 / R5 / R6 開催件数：303 / 214 / 260 / － / －	

中　期　目　標　項　目
第2　住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 5　広報機能の強化

中　期　目　標
試験研究等の成果や技術支援制度に係る広報活動を効果的・効率的に展開し、道総研の知名度の向上や利用の拡大に努める。 取組を進めるに当たっては、報道機関への積極的な情報提供のほか、ホームページやメールマガジンなど、ICTを効果的・効率的に活用した情報発信を行うとともに、研究ニ ーズの把握など、情報の発信者と受信者の間における双方向のコミュニケーションを図る。 この項目については、数値目標を設定して取り組む。

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 5　広報機能の強化		評価結果　4　0　3　1　2　0　1　0	
情報発信の方法について、効果やメディアごとの伝わり方などの情報収集・分析を踏まえて、広報活動の質の向上を図る。 また、報道機関への積極的な情報提供とともに、ホームページやメールマガジンなど、ICTの効果的な活用により研究開発成果や技術支援制度などを広く分かりやすく伝え、道総研の知名度向上や利用拡大につなげる。 なお、取組を進めるに当たっては、利用者ニーズの把握につなげられるよう道民や企業との双方向のコミュニケーションを図る。 広報活動については、次のとおり数値目標を設定する。 設定内容：情報発信の回数 目標値（令和６年度）：1,660件	30 3 R3 (A) R2 (A)	《評価理由》 広報活動の質の向上を図るべく、ホームページやメルマガの見直し、フェイスブックやYouTubeなどのSNSを積極的に活用するとともに、イベント紹介など発信する内容を精選し、親しみ易い情報を提供するよう努めた。プレスリリースや記者レク等を開催することより、記事化を促進した。各種イベントはオンラインの活用により、開催件数、参加者数が増加した。情報発信の回数は数値目標をほぼ達成しており、３評定とする。 ○ 数値目標 【単位：件】 設定内容：情報発信の回数 目標値：R2 1,660　R3 1,660　R4 1,660　R5 ー　R6 1,660 実　績：R2 1,574　R3 1,764　R4 1,616　R5 ー　R6 ー ①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑦＋⑧ 《業務実績》 ○　組織内広報の推進や広報研修の実施により広報機能の強化、広報活動の質の向上を図った。 ○　報道機関とのネットワーク構築により、発信した情報が記事化されるよう努めた。加えて、ホームページやメールマガジンなど、ICTや報道機関を活用した広報活動を展開し、道総研の認知度向上や利用拡大に努めた。 ○　道総研が主催、あるいは連携機関と実施する一般向けセミナー、北海道と共催する「サイエンスパーク」、他機関が主催するイベント等を通じて、道民や企業、報道機関等を対象とした広報に取り組み、利用者ニーズの把握につなげられるよう、双方向のコミュニケーションを図った。	報道機関とのネットワークを拡充し、情報提供を積極的に行うとともに、一層の記事化を図るなど戦略的に広報活動を実施する。 刊行物やイベント等を利用して、道総研の活動に関する情報を広く分かりやすく道民に伝える。 企業等の新たな利用の発掘を図るため、連携機関とも協力して研究成果や技術支援などの活動をＰＲする。 広報活動の効果の検証に当たっては、アンケート調査などを通じて把握するとともに、ニーズの把握にも積極的に取り組む。

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
	(30)		

【単位：件・名】

	R2	R3	R4	R5	R6	
研究報告書等の発行種類数	24	24	19	－	－	①
技術資料等の発行種類数	22	10	19	－	－	②
その他紙媒体発行種類数	25	6	17	－	－	③
ホームページ発信・更新件数	1,121	974	1,052	－	－	④
メールマガジン発信件数	61	68	71	－	－	⑤
フェイスブック発信件数	235	546	318	－	－	⑥
その他電子媒体発信件数	50	93	70	－	－	⑦
プレスリリース、定例報道懇談会の件数	36	43	50	－	－	⑧
展示会等への出展件数	48	38	55	－	－	
企業等へ訪問し広報活動した件数	584	620	868	－	－	
道民向けイベントの開催件数	10	13	18	－	－	
道民向けイベントの延べ参加者数	14,435	24,160	30,327	－	－	
うち公開デー等の開催件数	1	2	5	－	－	
うち公開デー等の延べ参加者数	157	21,854	26,615	－	－	

中　期　目　標　項　目
第3　業務運営の改善及び効率化に関する事項 1　業務運営の基本的事項

中　期　目　標
設立の目的や中期目標の達成に向け、予算や人員配置の弾力的な運用による戦略的な資源配分を行うなど、効果的・効率的な業務運営を行うほか、ＰＤＣＡサイクルを効果的に機能させ、業績評価の結果を業務運営に適切に反映させる。

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）								Ｒ５～６年度　実施予定
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置		評価結果	4	0	3	6	2	0	1	0	
1　業務運営の基本的事項			4	0	3	1	2	0	1	0	
効果的、効率的な業務運営を展開するため、予算や人員等の資源配分の見直しを不断に行うとともに、業務実績に対する評価結果を適切に業務運営に反映させる。 特に、重点的に取り組む研究推進項目の研究課題等に対しては、資源の重点的な配分を図り、限られた資源の戦略的な運用を行うほか、研究の推進状況にあわせ、弾力的な配分を行う。	31	3 R3 (A) R2 (A)	《評価理由》 「予算編成方針」や「組織機構改正等に当たっての基本的視点」に基づき、次年度に向けた予算や人員の資源配分を適確に行うとともに、前年度の業績評価の結果を業務運営に適切に反映するなど、理事長のマネジメントのもと、業務運営の改善及び効率化に資する取組を戦略的かつ継続的に実施していることから、３評定とする。 《業務実績》 ○　効果的な業務運営の展開やその改善及び効率化を図るため、毎年度、業務実績に対する評価結果や、社会経済情勢の変化を踏まえて必要な見直しを行うなどして、「予算編成方針」「人事異動方針」「組織機構改正等に当たっての基本的視点」を策定した。 ○　予算配分については、これらの方針に基づき、また各研究本部の要望も勘案することで、組織間の連携強化はもとより、各組織の活性化を図った。 ○　予算編成にあたっては、「予算編成方針」に基づき、各研究本部と調整しながら、各年度において重点的に取り組む課題等に対して適切な予算措置を行った。 ○　人員配分については、外部環境の変化に柔軟に対応できる研究体制の構築や、限られた人員の効果的な配置、業務の効率的な運営などを図るため、各研究本部の要望等を踏まえ、研究本部別配分数を決定し、必要な体制を構築した。 ○　前年度の業務実績に対する評価が「やや遅れている」とされた項目について、各種取組を実施し、評価結果を適切に業務運営に反映させた。 【単位：人工】							・引き続き、効果的、効率的な業務運営を展開するため、予算や人員等の資源配分の見直しを不断に行うとともに、業務実績に対する評価結果を適切に業務運営に反映させる。 特に、重点的に取り組む研究推進項目の研究課題等に対しては、資源の重点的な配分を図り、限られた資源の戦略的な運用を行うほか、研究の推進状況にあわせ、弾力的な配分を行う。

	R2	R3	R4	R5	R6
本部	52.0	53.0	62.0	－	－
農業研究本部	415.0	409.5	407.5	－	－
水産研究本部	224.0	223.5	226.5	－	－
森林研究本部	140.0	142.5	141.5	－	－
産業技術環境研究本部	204.0	207.0	206.5	－	－
建築研究本部	48.5	45.5	46.0	－	－
合計	1083.5	1081.0	1090.0	－	－

中　期　目　標　項　目
第3　業務運営の改善及び効率化に関する事項 2　組織体制の適切な見直し

中　期　目　標
道の施策や社会経済情勢の変化等を踏まえ、効果的・効率的な運営を行う観点から、中長期的な視点に立って、適切な組織の見直しを行う。

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）		Ｒ５～６年度　実施予定
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 2　組織体制の適切な見直し		評価結果		
		4　0　3　1　2　0　1　0		
効果的・効率的な組織運営を展開するため、中長期的な視点に立って、適切に組織の見直しを図る。	32	3 R3 (A) R2 (A)	《評価理由》 組織体制の見直しや人員の弾力的な配置による小規模拠点の廃止、サテライト化など、効果的・効率的な組織運営を展開するため、組織体制の改善に資する取組を十分に実施したことから、３評定とする。 《業務実績》 ○　高度で幅広い研究ニーズや課題に対応するため、研究体制や業務の執行体制の強化等が図られるよう、組織体制の見直し・人員の弾力的配置を行うとともに、一部の小規模拠点については、限られた人材を機動的に展開するため、廃止及び研究職員が常駐しないサテライト化を実施した。 ○　令和２年度に、重点的に取り組む研究開発の柱としているエネルギー分野と、密接に関連する環境・資源分野を合わせたエネルギー関連分野について、研究開発の深化を図り、より優れた研究成果を上げるため「エネルギー・環境・地質研究所」を設置するとともに、関係研究本部を再編し、「産業技術環境研究本部」を設置した。 ○　令和２年度に、産業技術環境研究本部エネルギー・環境・地質研究所道南野生生物室をサテライト化し、ヒグマに関する研究職員を札幌に集約し、札幌を拠点とした全道各地に対応出来る調査研究体制を整備した。 ○　水産研究本部さけます・内水面水産試験場道南支場は、道からの委託事業が令和３年度限りで終了し、今後においても道南支場の飼育施設を用いた新たな研究ニーズが見込まれないことから、令和３年度をもって廃止とした。 ○　令和４年度に、研究支援職員について職階制を導入し、新たに主査職を設け、リーダーとしての役割を明確にすることで指揮命令系統を構築し、職場の安全環境の向上を行った。	引き続き、各年度に制定する「組織機構改正等にあたっての基本的視点」に基づき、研究の推進方向に沿った組織体制の見直しを行う。 小規模拠点については、研究の継続の必要性を勘案した上で、研究者の常駐を前提としないサテライト化など、あり方を検討する

中　期　目　標　項　目
第3　業務運営の改善及び効率化に関する事項 3　業務の適切な見直し (1)　事務処理の効率化

中　期　目　標
業務の内容や事務処理に係る点検の結果に基づき、事務について絶えず見直しを行 うとともに、情報の共有化や各種資料のペーパーレス化等の推進に努め、事務処理の効率化や事務負担の軽減を図る。

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）		Ｒ５～６年度　実施予定
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 3 業務の適切な見直し		評価結果 4　0　3　2　2　0　1　0		
(1) 事務処理の簡素化等 事務の簡素化・効率化を図るため、業務内容や事務処理手順を見直すとともに、情報の共有化やペーパーレス化を推進する。	33	3 R3 (A) R2 (A)	《評価理由》 事務の簡素化・効率化を図るため、グループウェアの各機能やビジネスチャットツールの活用、Ｗｅｂ会議の積極的な実施、会議資料のペーパーレス化、固定席を設けないフリーアドレスの導入等をはじめ業務内容や事務処理手順を見直すとともに各種取組を進めるなど、中期計画の達成に向けて取みを順調に実施しているので、３評定とする。 《業務実績》 ○　「事務改善に関するガイドライン」による取組が浸透し、事務用品の購入にあっては使用目的や必要性、経済的な観点等を十分考慮し購入するなど、事務的経費の縮減に取り組んだ。 また、現状の財務事務処理手順等の実態を踏まえ、下記の取組を通して情報の共有化やペーパーレスの推進に取り組んだ。 《主な取組》 ・「事務改善に関するガイドライン」の改正 ・「会計手続きの手引」の改正 ・契約職員の健康保険被保険者証申請の電子化 ・Web会議（Zoom）によるオンライン会議の実施 ・Webカメラやマイクスピーカー、ヘッドセットマイク等の環境整備 ・グループウェアの各機能（「回覧・レポート」「アンケート」等）の活用と利用者（契約職員）の拡大 ・ビジネスチャットツールの活用 ・マルチディスプレイ、大型ディスプレイの導入 ・固定席を設けないフリーアドレスの導入　　等	・引き続き、事務の簡素化・効率化を図るため、業務内容や事務処理手順を見直すとともに、情報の共有化やペーパーレス化を推進する。

中　期　目　標　項　目
第3　業務運営の改善及び効率化に関する事項 3　業務の適切な見直し (2)　道民意見の把握及び業務運営の改善

中　期　目　標
道総研の活動に関して、道民、市町村、関係団体等の幅広い意見を把握し、業務運営の改善に反映する。

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
(2) 道民意見の把握及び業務運営の改善 道総研の活動について、道民、市町村、関係団体や利用者等の意見の把握に取り組むほか、道と連携して市町村、関係団体等との意見交換に取り組み、業務運営の改善を図る。	34	3 R3 (A) R2 (A) 《評価理由》 R3年度からアンケート実施方法をオンラインに変える等の工夫により、回答数が増加した。アンケート調査により得られた結果は、利用者の満足度等としてホームページで公表するとともに、改善意見等を整理し、業務改善に向けた取組を行ったことから、３評定とする。 《業務実績》 ○　研究成果発表会や施設公開デー、各種セミナーの参加者に対してアンケート調査を実施し、得られた意見や要望等を踏まえて、開催内容等の充実を図った。 ○　技術支援制度、共同研究、受託研究の利用者、知的財産権の許諾先を対象に意見調査を実施し、得られた意見を踏まえて業務運営の改善に向けた取組を実施した。 ○　市町村や関係団体を対象としたアンケート調査をホームページ上で実施し、今後の業務運営に役立つ意見等を得た。 ・ 道民意見把握調査 【単位：件】 R2 / R3 / R4 / R5 / R6 回答数：624 / 1,372 / 2,133 / － / － うち業務の改善意見数：27 / 14 / 28 / － / － うち改善意見に対する対応件数：19 / 8 / 8 / － / － ・ 利用者意見把握調査 【単位：件】 R2 / R3 / R4 / R5 / R6 回答数：239 / 145 / 86 / － / － うち業務の改善意見数：17 / 5 / 4 / － / － うち改善意見に対する対応件数：15 / 1 / 2 / － / － ・ その他 【単位：件】 R2 / R3 / R4 / R5 / R6 市町村との意見交換等の開催件数：303 / 214 / 260 / － / － 関係団体等との意見交換等の開催件数：371 / 523 / 546 / － / －	各種イベント等において、道民の意見を把握するとともに、市町村、団体等を対象としたアンケート調査を行い、業務運営の改善に取り組む。 技術支援制度や共同研究、受託研究の利用者に対する意見調査を実施し、意見の把握に取り組むとともに、業務運営等の改善を図る。 道と連携して、市町村、関係団体等と意見交換を行うとともに、経営諮問会議を開催し、委員等からの意見・助言等を踏まえ業務運営の改善に取り組む。

中　期　目　標　項　目
第3　業務運営の改善及び効率化に関する事項 4　職員の能力向上と人材の確保 (1)　職員の能力及び意欲の向上

中　期　目　標
研究の質を高めるため、公正かつ適正な人事評価や職員表彰の実施、研修の充実等により職員の能力及び意欲の向上を図る。 また、多様な働き方を可能とすることにより、職員の業務効率の向上や子育て支援等のワークライフバランスの推進に向けた取組を進める。

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）								Ｒ５～６年度　実施予定
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 4 職員の能力向上と人材の確保		評価結果	4	0	3	2	2	0	1	0	
(1) 職員の能力や意欲の向上 職員の意欲と能力の向上を図るため、人事評価制度を通じて、自らが担う役割への自覚を促すとともに、職員の業務実績や能力、適正等を把握し、適材適所の人事配置や給与への反映に取り組むほか、女性職員の活躍促進やワークライフバランスの推進を図るため、人事管理の総合調整や活躍促進につながる施策の立案に努める。 また、顕著な功績等があった職員・グループを表彰し、その実績を周知するほか、多様な働き方を推進するための環境整備に取り組む。	35	3 R3 (A) R2 (A)	《評価理由》 テレワークシステムの導入による、ワークライフバランスの推進や、人事評価制度の適切な運用を行うとともに、職員表彰など、職員の能力や意欲の向上に資する取組を十分に実施したことから、３評定とする。 《業務実績》 ○　テレワークを導入することにより、自宅やサテライトオフィスなどでの勤務が可能となり、通勤時間の削減などにより時間を有効活用できるようになることから、職員のワークライフバランスの推進を図ることができた。 また、育児や介護を担う職員のキャリア継続を図る上でも両立しやすい環境に近づくことができた。 ○　職員の意欲と能力の向上を図るとともに、職員一人一人が組織目標の実現に向かって能力を最大限発揮し、組織全体を活性化することを目的に、人事評価制度と勤務実績評価制度の適切な運用を行った。 ○　研究開発機能をより充実させるため、定期人事異動に向けて、毎年度「人事異動方針」を策定し、適材適所の人材配置や研究本部をまたぐ広域的な配置を行った。 ○　新型コロナウイルス感染症対策として、非接触となるよう、Zoomを活用したWeb会議方式で表彰式を開催した。 ○　各研究本部長が、研究活動の実施において顕著な功績を挙げた又は多大な貢献を遂げた職員に対し表彰を行った。								職員がその職務を遂行するにあたり発揮した能力及び挙げた業績を公正に評価する人事評価制度を適切に運用し、給与への反映、適材適所の人事配置を行うとともに、人事異動方針を早期に示すことにより研究本部間の人事異動等に取り組みやすい環境づくりを進め、人事異動等の活性化を図る。

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定

・ 研究・発明発見　【単位：組・名】

	R2	R3	R4	R5	R6
知事賞件数	１組 １名	１組 ４名	１組 ２名	－	－
理事長賞件数	３組 18名	２組 11名	１組 ８名	－	－

・ 成績顕著　【単位：組・名】

	R2	R3	R4	R5	R6
理事長特別賞件数			２組 22名	－	－

・ 善行　【単位：名】

	R2	R3	R4	R5	R6
理事長表彰件数			15名	－	－

・ 永年勤続　【単位：名】

	R2	R3	R4	R5	R6
理事長表彰件数	46名	30名	29名	－	－

・ 本部長表彰　【単位：名】

	R2	R3	R4	R5	R6
本部長表彰件数	５組 22名	７組 21名	８組 41名	－	－

中　期　目　標　項　目
第3　業務運営の改善及び効率化に関する事項 4　職員の能力向上と人材の確保 (2)　人材の確保及び育成

中　期　目　標
長期的な視点に立った優秀な人材の確保に努めるとともに、柔軟な人事制度や研修の充実等により、組織、研究等のマネジメントや外部とのコーディネートを担うことができる多様な職務経験を生かした幅広い視野を持つ人材を計画的に育成する。

中　期　計　画	No.		Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
(2) 人材の確保及び育成 長期的な視点に立った人材確保のため、研究等の方向性や職員構成などを見据え、社会経済情勢を踏まえた計画的な職員採用に取り組む。 また、研究開発能力等の向上を目指し、研修内容の充実を図るなど、幅広い視野を持つ人材の計画的な育成に努める。	36	3 R3 (A) R2 (A)	《評価理由》 新たな試験区分として、専門性にとらわれない「複合領域」試験を実施するなど、職員採用計画に基づいて、将来を見据えた採用試験を実施したほか、必要な能力の向上等を図る「職員研修計画」に基づく研修の実施など、優秀な人材の確保及び育成に資する取組を十分に実施したことから、３評定とする。 《業務実績》 ○　研究、技術支援業務等を円滑に実施するため、今後の研究の方向性や退職者や再雇用者の動向及び職員構成などを見据えながら、「研究職員採用計画」を策定し、これに基づき、採用に向けた採用試験を実施した。 ○　研究職員採用計画に至らなかった試験区分については、再募集採用試験を実施したほか、令和３年度から、これまでの専門性と既成概念にとらわれない幅広い視野を持ち、独自の課題発見や創造的な発想ができる人材を求めて、「複合領域」試験を実施した。 ○　令和４年度から、受験申込者拡大の取組として、受験者目線での採用試験制度の見直しを次のとおり行い、優秀な人材の確保に努めた。 ・　「試験日程の前倒し（１ヶ月）」 ・　「年齢要件の廃止（59歳以下）」 ・　「資格要件の緩和（４大卒程度）」 ・　「採用保留制度の導入」 ・　令和３年度から、就職情報サイト「マイナビ」を活用し、就職情報を全国の学生及び転職希望者に発信した。 ・　令和３年度に若手研究職員の働き方を紹介する「職員活躍動画」を作成し、道総研ホームページに掲載するなど、受験志望者に対し、広く道総研の働き方のPRを行った。 ・　令和３年度及び４年度において、道総研独自で業務説明会を行い、各研究本部の若手職員がリクルーターとして出席し、働き方や研究内容についてフリートークを交えながら具体的に説明したほか、３月には道総研独自の採用説明会を開催し、試験制度等の説明を行った。 ・　令和４年度から、職業意識向上の機会及び研究機関への理解を深める機会の提供を目的に、１dayインターンシップを各研究本部で開催した。	今後の研究の方向性や運営費交付金、定年年齢の段階的な引き上げによる退職者の動向及び職員構成などを見据えながら、試験制度の見直しのほか、インターンシップや業務説明会を通じ、優秀な研究職員の確保に努める。 また、採用者の確保に伸び悩む海事職については、受験資格を緩和し、普通高校の卒業者(見込み含む)も受験できよう見直しを行う。 （現在は船舶職員養成施設(水産高校)に限定）

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
	(36)	○　海事職については、採用予定数に達しない区分で複数回試験を実施し、人材の確保に努めた。 ○　研究職員については、研究活動に影響を及ぼさないよう最新の退職動向を見据えて採用予定数の見直しを図り、人材の確保に努めた。 　また、研究支援職員については、第１回目で必要数を確保できなかったため、複数回試験を実施し、人材の確保に努めた。 ○　各職務（階層）に必要な能力の向上等に係る研修を計画的に行うため、「職員研修計画」を策定し、新規採用職員研修をはじめ、新任主査級研修や新任研究部長級研修など、階層別に研修を実施した。ハラスメント対応能力の強化とコンプライアンス意識の向上を図るため、全職員に対し、外部講師によるハラスメント研修などの専門研修を実施したほか、e-ラーニング研修の受講を義務付け、実施した。 ○　業務に必要な専門知識や技術等を習得させるため、国内外の外部機関へ派遣しての研修を計画したものの、新型コロナウイルス感染症感染拡大による影響により、国外への派遣研修など一部の研修を中止した。一方、オンライン形式を活用して、外部講師を招へいし、知的財産の取得や外部資金獲得等の職場内研修を実施するなど、研究職員の能力向上のための研修を行った。 ○　研究職員の柔軟な発想により研究課題に取り組む「職員研究奨励事業」の実施により、先導的研究や成果活用のための課題を自ら提案し、競争的に経費を獲得することを通して、職員の技術力や資質を向上させ、道総研全体の研究開発能力の向上を図った。	研究職員の技術力や資質等の向上のため、職員研究奨励事業を実施する。

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定

・ 新規採用者　【単位：件・名】

	R2	R3	R4	R5	R6
研究職員採用試験区分	15	15	13	－	－
研究職員採用者数	27	40	42	－	－

・ 階層別研修
（研究部長級・研究主幹級・主査級・研究主任・新規採用職員）
【単位：回・名】

	R2	R3	R4	R5	R6
開催回数	6	5	15	－	－
受講者数	135	107	478	－	－

・ 専門研修Ⅰ（外部機関等への長期派遣）　【単位：名】

	R2	R3	R4	R5	R6
派遣人数	2	5	3	－	－

・ 専門研修Ⅱ（学会等短期派遣）　【単位：名】

	R2	R3	R4	R5	R6
派遣人数	121	277	192	－	－

・ 専門研修Ⅱ（外部講師招へいによる職場内研修）　【単位：件・名】

	R2	R3	R4	R5	R6
開催回数	10	5	16	－	－
受講者数	145	114	625	－	－

・ 研究開発能力向上研修　【単位：件・名】

	R2	R3	R4	R5	R6
開催回数	2	11	7	－	－
受講者数	128	305	301	－	－

・ 職員研究奨励事業　【単位：課題】

	R2	R3	R4	R5	R6
課題数	35	33	32	－	－

中　期　目　標　項　目
第4　財務内容の改善に関する事項 1　財務の基本的事項

中　期　目　標
透明性の高い経営に努め、財務運営の効率化を図る。 取組を進めるに当たっては、運営費交付金を充当して行う業務に係る経費（研究関連経費及び人件費を除く。）を少なくとも前年度比１％削減する。 なお、運営費交付金については、少なくとも令和元年度比３％縮減を計画的に行う。

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）								Ｒ５～６年度　実施予定
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置		評価結果	4	0	3	6	2	0	1	0	
1 財務の基本的事項			4	0	3	1	2	0	1	0	
経営の透明性を確保するため、財務諸表等を公表するほか、運営費交付金が前年度比で毎年１％縮減（研究関連経費及び人件費を除く）とされることから、事務的経費や維持管理経費の節減など、財務運営の効率化に取り組む。 なお、運営費交付金については、少なくとも令和元年度比で３％縮減を行うとの中期目標を踏まえ、計画的な予算執行に努める。	37	3 R3 (A) R2 (A)	《評価理由》 各年度において、地方独立行政法人法に基づく財務諸表等の法定書類の公表とともに、別に作成した独自資料（「決算の概要」）を合わせて公表することにより、道総研の財務内容等に対する理解の促進と透明性の確保を図ってきている。 また、研究関連経費及び人件費を除いた運営費交付金が毎年度前年度比１％減と定められたことに対し、事務的経費や維持管理費の節約など、一層の効率的な執行に取り組んだことから３評定とする。 《業務実績》 ○　財務諸表等の公表に当たっては、法定書類（財務諸表、事業報告書、決算報告書）に、別に作成した「決算の概要」を添付するなどして、道民等が法人の財務内容等についての理解が深められるよう工夫改善に努めた。 ○　研究関連経費及び人件費分を除いた運営費交付金が、毎年度前年度比１％縮減となる中で、業務運営に支障が生じないよう、自主財源の確保や支出予算の厳正かつ効果的・効率的な執行の徹底を盛り込んだ予算執行方針の策定などの取組を行った。								引き続き、財務諸表等の法定書類の公表に当たっては、独自資料（「決算の概要」）を作成・公表するなど、より理解していただけるよう努めるほか、事務的経費や維持管理経費の節約など、効率的な執行に取り組む。

中　期　目　標　項　目
第4　財務内容の改善に関する事項 2　多様な財源の確保

中　期　目　標
研究資金の安定的な確保のため、公募型の研究による外部資金の獲得を図るとともに、知的財産の活用、企業等からの依頼試験の実施、設備の提供等による一層の自己収入の確保を進めるなど、多様な財源の確保に取り組み、財務の安定化を図る。

中　期　計　画	No.	R２～４年度 自己点検・評価（実績等）		R５～６年度　実施予定
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置 2　多様な財源の確保		評価結果		
(1) 外部資金の獲得 公募型研究、受託研究等による外部資金の獲得に取り組む。 外部資金の獲得については、次のとおり数値目標を設定する。	38	3 R3 (A) R2 (A)	《評価理由》 いずれの年度も目標値の90%以上を占めることから３評定とする。 ○ 数値目標 【単位：%】 研究経費に占める外部資金の割合：目標値 70 70 70 ― 70／実績 64 63 65 ― ― 《業務実績》 ○　職員向け研修として、競争的資金研究の審査員経験者による近年の採択傾向や審査のポイントの説明、効果的な申請書やビジュアル資料の作成方法、外部資金獲得のメリットなど研修内容の見直し・強化を図り、外部資金獲得に向けた取組を行った。また、研究事業部門の会議の場において積極的な取組の推進について周知徹底した。	外部資金の獲得に向け、研修内容の見直しと強化を図りつつ、職員向け研修を実施する。また、研究事業部門の会議の場において積極的な取組の推進について周知する。

設定内容	目標値（令和６年度）
研究経費に占める外部資金の割合	70%

評価結果						
4	0	3	2	2	0	1	0

設定内容		R2	R3	R4	R5	R6
研究経費に占める外部資金の割合	目標値	70	70	70	―	70
	実　績	64	63	65	―	―

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
(2) 自己収入の確保 広範囲にわたる企業等のニーズを受け入れ、知的財産の活用や依頼試験、設備の提供を通じ、自己収入の確保に取り組む。	39	3 R3 (A) R2 (A)	《評価理由》 ホームページや研修会、展示会等のイベントを活用して、知的財産権の活用や依頼試験・設備使用の利用促進に向けた取組を行うことにより、知的財産収入及び依頼試験収入等の確保が図られ、所期の成果を得ることができたので、３評定とする。 《業務実績》 ○　特許権等については、北海道知的所有権センターなど知的財産に係る支援団体等と連携して、開放特許情報の発信や企業訪問などに取り組み、道内企業等における特許等の利用促進を図った。 「アグリビジネス創出フェア in Hokkaido」、「ビジネスExpo」、「北洋銀行知財ビジネスマッチング」、「JST新技術説明会」に出展し、道総研が保有する知的財産についてＰＲを行い、企業等との積極的なマッチング活動を行った。特許等の実施が期待できる企業等に特許等の紹介を行った結果、新規許諾契約の締結につながった。（№23再掲） ○　これまでに出願公表された新品種について、道及び関係団体と連携し利用促進を図った。（№23再掲） ○　上記の取組により、適切な契約締結を図った結果、利用許諾件数が増加し、知的財産収入の確保を図ることできた。 ○　ホームページや研修会、展示会等のイベントを活用して、依頼試験・設備使用の利用促進に向けた取組を行うことにより、依頼試験収入等の確保が図られた。	知的財産権に係る自己収入を確保するため、次のとおり取り組む。 ・知的財産に係る支援団体との連携のもと、関連業界団体等に対し保有する知的財産のＰＲを行い、特許等の実施許諾などによる利用増加を図る。 ・道及び関係団体と連携し、新品種の利用許諾件数増加を図る。 ・ホームページによる知的財産の活用、依頼試験等の実施内容の詳しい紹介や、展示会、成果発表会、企業等を訪問してのＰＲなど、積極的な情報の発信に取り組むとともに、利用者から寄せられた意見等を踏まえ、利便性の向上を図る。

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
	(39)		

・ 特許権等

【単位：件】

	R2	R3	R4	R5	R6
出願中特許等件数	29	23	22	－	－
うち特許等新規出願件数	6	7	7	－	－
特許権等保有件数	91	85	82	－	－
うち特許等新規登録件数	9	9	7	－	－
特許権等放棄・権利消滅件数	5	16	10	－	－

・ 品種

【単位：件】

	R2	R3	R4	R5	R6
出願品種数	15	10	8	－	－
うち新規出願品種数	3	3	1	－	－
登録品種数	105	105	98	－	－
うち新規登録品種数	5	7	3	－	－
育成者権登録抹消・存続期間満了品種数	6	8	10	－	－

・ 実施または利用許諾

【単位：件・千円】

	R2	R3	R4	R5	R6
特許等の実施許諾契約件数	94	97	96	－	－
特許等の実施許諾契約金額	8,018	7,442	7,613	－	－
登録品種等の利用許諾件数	312	297	306	－	－
登録品種等利用許諾金額	14,715	13,262	17,239	－	－

・ 依頼試験、設備使用

【単位：件・千円】

設定内容	R2	R3	R4	R5	R6
依頼試験の申込件数	498	405	358	－	－
依頼試験の収入金額	42,770	33,396	42412	－	－
設備使用の申込件数	795	918	1082	－	－
設備使用の収入金額	18,877	22,464	28515	－	－

中　期　目　標　項　目
第4　財務内容の改善に関する事項 3　経費の効率的な執行

中　期　目　標
職員のコスト意識を醸成するとともに、経費の執行について絶えず見直しを行い、経費の効率的な執行を図る。

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）								Ｒ５～６年度　実施予定
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置		評価結果	4	0	3	2	2	0	1	0	
3　経費の効率的な執行											
(1) 経費の執行 経費の適切で効率的な執行を図るため、定期的に各種経費の執行状況を確認するとともに、会計制度に関する研修の実施等により、職員のコスト意識の醸成を図る。	40	3 R3 (A) R2 (A)	《評価理由》 各年度、月次決算において、毎月作成の予算差引一覧表により経費の執行状況の確認を行うとともに、会計事務に掛かる監査を計画的に実施したほか、予算執行方針に基づく取組の推進や企業会計制度に関する研修会の実施などを通じ、職員のコスト意識の醸成に継続的に取り組み、一定の成果を残していることから３評定とする。 《業務実績》 ○　経費の執行に当たっては、年度執行計画を作成し、四半期ごとの計画的な執行額を設定するとともに、毎月、予算差引一覧表や合計残高試算表を活用し、役員会で収益や資金等の状況を確認するなど、計画的執行を図った。 ○　監査計画、内部検査及び内部監査計画に基づき、業務運営に関する監査や会計事務処理に係る検査、公的研究費の適正な管理・執行を図るための実地監査及び書面監査について、実施した。 なお、令和２年度以降は、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため、WEB会議システムを活用し、監事監査や内部監査等を実施した。 【監査実施状況（R2～R4)】（研究本部以下は延べ） ・ 法人本部、５研究本部、24試験場、５支場等 【内部検査実施状況（R2～R4)】（研究本部以下は延べ） ・ 法人本部、５研究本部、24試験場、８支場等 【内部監査実施状況】（延べ） ・ 実地監査　　２試験場 ・ WEB会議システムによるヒアリング及び書面監査　　１９試験場（８支場） ・ 書面監査　　３６試験場（８支場） ○　各年度において予算執行方針を作成するとともに、「財務会計システムの基本操作（簡易マニュアル）」や「会計手続の手引（複式簿記編）（R3策定）」等を用いた研修を行うなど、情報の共有化を図った。								引き続き、毎月、予算差引一覧表を作成し、経費の執行状況の確認を行う。 監査計画、内部検査及び内部監査計画を作成し、業務運営に関する監査や会計事務処理に係る内部検査並びに公的研究費に関する監査を計画的に実施する。 予算執行方針を作成するとともに、企業会計等に関する職員研修など、さまざまな機会を通じて職員のコスト意識の向上に取り組む。

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
	(40)	【単位：回・名】 R2 / R3 / R4 / R5 / R6 会計研修開催回数：1 / 1 / 1 / － / － 会計研修受講者数：34 / 40 / 51 / － / － 実施方法：WEB開催 / WEB開催 / WEB開催 / － / －	

中　期　計　画	No.		Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
(2) 管理経費の節減 各種業務の効率化、簡素化を進めるとともに、適切な維持管理や一括契約の活用などにより、管理経費の節減を図る。	41	3 R3 (A) R2 (A)	《評価理由》 各年度において、「事務改善に関するガイドライン」に基づく取組を推進するとともに、入札による電力供給契約の実施やリース車両に係る一括契約など、契約内容に応じて最適な手段を取り入れるなど、効果的な管理経費の節減に取り組んでいることから３評定とする。 《業務実績》 ○　「事務改善に関するガイドライン」に基づく取組を徹底するとともに、電力供給契約について競争入札を実施したほか、小売電気事業者が実施する節電プログラム促進事業に参加するなど、維持管理経費の縮減に取り組んだ。	引き続き、管理経費の節減を図るため、働き方改革の取組を推進するとともに、各種取組の徹底や、節電の徹底等に取り組む。

中　期　目　標　項　目
第4　財務内容の改善に関する事項 4　資産の管理

中　期　目　標
資産を適切に管理するとともに、効率的な活用を図る。

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）		Ｒ５～６年度　実施予定
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置 4 資産の管理		評価結果	4 0 3 1 2 0 1 0	
資産を適切に管理するとともに、研究設備や機器等の共同利用や管理換などにより、機器等の有効活用を図る。	42	3 R3 (A) R2 (A)	《評価理由》 各年度において、財務会計システムの活用などにより資金の適正な管理を確実に執り行っている。 また、各研究分野で共通して使用する研究設備については共同利用を行うとともに、資産の有効活用を図るため、機器等の稼働状況調査の実施とその結果に伴う遊休資産の管理換えを行うほか、不要となった出資財産の処分手続きを適切に終えているなど、これらの取組状況から３評定とする。 《業務実績》 ○　毎年度、預金口座出納簿を作成して、適正に資金管理を行うとともに、支払準備金等の余剰資金について、複数の金融機関による見積合せを行い、定期預金での資金運用を行った。 【資金運用実績】 R2～4計　598,262円 ○　出資財産である土地・建物や、研究設備・機器等に異動があった時には、固定資産台帳の整備を行うとともに、減損処理の対象となる出資財産の把握のため有形固定資産の稼働状況の調査を実施した。 このほか、資産の管理状況に関し、資産の取得や保全の執行状況について書面による検査を実施し、管理状況の適切性を確認している。 ※出資財産の道への返納状況：令和４年４月１日付け、さけます内水面水産試験場道南支場 ○　不要となった資産を全試験場間で情報共有する「遊休資産一覧表」を活用し、管理換え、有効活用を図っている。 令和２年の地独法の改正に伴い「未利用地の土地等の貸付に係る事務取扱要領」を制定し、未使用の土地等の有効活用を図った。 ※貸付を行っている土地：中央農業試験場ほ場の一部	引き続き、財務会計システムを活用するなどして、適正に資金を管理する。 研究設備・機器等の稼働状況を調査の上、適切な維持管理を行うとともに、共同利用など資産の有効活用を図る。 遊休資産リストを作成するなど、不要財産の管理替えを促進し、遊休資産の活用を図る。 未使用の土地等の貸付に係る事務取扱要領に基づき、中央農業試験場のほ場の一部について引き続き貸付を行う。

中　期　目　標　項　目
第5　その他業務運営に関する重要事項 1　施設・設備の整備及び活用

中　期　目　標
施設・設備の適切な維持管理や効果的な活用により、施設の長寿命化を図るとともに、管理運営に関するコストの縮減に努める。 また、多くの施設・設備が既に耐用年数を経過していることを踏まえ、中長期的な視点に立って、施設の改廃を含めた計画的な整備に取り組む。

中　期　計　画	No.	R２～４年度 自己点検・評価（実績等）								R５～６年度　実施予定
第4 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置		評価結果	4	0	3	7	2	3	1	0	
1　施設・設備の整備及び活用			4	0	3	2	2	0	1	0	
(1) 施設等の整備 老朽化した大規模施設の更新の考え方を中長期的な視点に立って明らかにした施設等整備計画に基づき、施設の建替や移転・集約を進めるなど、計画的な施設・設備の整備に取り組む。	43	3 R3 (A) R2 (A)	《評価理由》 地方独立行政法人北海道立総合研究機構第３期施設等整備計画に基づき、第３期中期計画期間内に目標使用年を経過する大規模施設については、北見農業試験場の建替について検討・具体化を進めるとともに、施設の長寿命化対策を講じ、有効活用を図るなど計画的に建替・改修等の事業を展開したことから３評定とする。 《業務実績》 ○　施設等整備計画に基づき、第３期中期計画期間内に目標使用年を経過する大規模施設の更新や移転・集約に向けた検討を行い、また、北見農業試験場等について建替案を作成し、建替を実施する道と基本設計などについて連携し検討するなど具体的取組を進めた。 ○　各資産管理者が作成する施設等整備計画書により施設の状況を把握した上で、建築物等の改修や、建物附属設備の修繕及び更新などを計画的に実施した。 ・ 大規模施設修繕等（100㎡以上） 【単位：件・千円】 R2 R3 R4 R5 R6 件数 20 11 19 ― ― 金額 265,694 204,435 452,177 ― ― ・ 小規模施設更新等（100㎡未満） 【単位：件・千円】 R2 R3 R4 R5 R6 件数 3 7 7 ― ― 金額 161,040 94,864 184,672 ― ―	引き続き、「施設等整備計画」に基づき、第３期中期期間内に目標使用年を経過する大規模施設の更新や移転・集約に向けた検討を行う。北見農業試験場については、建替を実施する道と連携して整備を行う。 また、全ての試験場を対象とした長期見通しを基に、第４期中期計画期間における施設整備計画の策定に取り組む。

中　期　計　画	No.		Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
(2) 施設等の維持管理 施設及び設備の適切な維持管理を行うため、施設の長期保全計画に基づき、ファシリティマネジメントの取組を進め、施設の長寿命化や有効活用、コストの縮減を図る。	44	3 R3 (A) R2 (A)	《評価理由》 各年度、施設の長期保全計画や保全マニュアルに基づき、屋上防水や外壁の改修などにより現有施設の長寿命化を図るとともに、施設の集約化による施設整備コストの縮減はもとより、維持費の節減にも資する取組を推進したことから３評定とする。 《業務実績》 ○　建物の劣化状況調査等による施設の現状把握を進め、現有施設の有効活用、庁舎の省エネ化等ファシリティマネジメントの取組を進めた。 また、中央農業試験場水田農業部庁舎を、隣接の良食味米生産技術研究施設に集約した。	引き続き、施設の長期保全計画や保全マニュアルに基づき、改修による長寿命化や省エネ化、現有施設の有効活用などのファシリティマネジメントの取組を進め、維持管理コストの縮減を図る。

中　期　目　標　項　目
第5　その他業務運営に関する重要事項 2　内部統制の整備 (1)　コンプライアンスの徹底

中　期　目　標
役員及び職員は、自らの行動が常に道総研の信用に影響を及ぼすことを深く認識し、自らを律するとともに、道民からの信頼を損なうことがないよう、業務遂行に当たってのコンプライアンスを徹底する。

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
第4 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置 2 内部統制の整備		評価結果 4 0 3 0 2 3 1 0	
(1) コンプライアンスの徹底 道総研に対する道民からの信頼を損なうことがないよう、役員及び職員に対する研修などの機会を通じて、コンプライアンスの意識を徹底し、業務執行における中立性と公平性を確保するとともに、不正行為の防止を図る。	45	2 R3 (B) R2 (B) 《評価理由》 毎年度、本部通知等により、法令遵守や不正行為の防止に取り組んだところであるが、３年間で酒気帯び運転が１件、速度超過が１件、不正に入手したソフトウェアの業務利用が１件、無断欠勤が１件発生していることから、２評定とする。 《業務実績》 ○　階層別研修において、職員倫理、交通違反・事故の防止やハラスメントに関する講義を行うとともに、綱紀の保持等に関して各試験場等に機会ある度に通知するなど、役職員に対して法令遵守意識の定着強化を図った。 ○　ハラスメント防止に関する意識向上等を目的として、外部講師によるハラスメント研修を実施したほか、コンプライアンス意識の徹底とハラスメントの事前防止に向けた取組として、全職員を対象にｅ－ラーニング研修を実施した。 ○　内部監査計画に基づき、リスクアプローチ監査（不正が発生する可能性が高い要因に重点的に人員や時間を充てる監査）等を毎年度計画的に実施し、公的研究費の適正な管理と執行の確保に努めた。 【単位：回】 法令遵守及び不正行為防止本部通知回数：R2 2、R3 2、R4 3、R5 －、R6 － ・ 階層別研修等講義 【単位：回・名】 回数：R2 6、R3 5、R4 5、R5 －、R6 － 受講者数：R2 135、R3 107、R4 116、R5 －、R6 － ・ 外部資金不正防止研修 【単位：回・名】 回数：R2 21、R3 27、R4 23、R5 －、R6 － 受講者数：R2 137、R3 316、R4 482、R5 －、R6 －	引き続き、研修や会議等の場を活用し、役職員に対して法令遵守の意識の徹底を図る。 引き続き、階層別研修や会議等の場を活用し、役職員に対して法令遵守の意識の徹底を図る。 北海道立総合研究機構研究不正防止計画に基づき、研究における不正行為防止に向けた研修や競争的研究資金等の適正な執行・管理など研究不正防止に取り組むとともに、公的研究費の適正な管理、執行を図るため、「内部監査計画」に基づき監査を実施する。 また、業務方法書の改正を踏まえ、内部統制に関して点検を行い取組を強化する。

中　期　目　標　項　目
第5　その他業務運営に関する重要事項 2　内部統制の整備 (2)　安全確保・リスク管理

中　期　目　標
職員の安全な労働環境の確保に配慮するとともに、事故等の未然防止及び来場者の安全確保に万全を期するよう取り組む。 また、災害・事故等の緊急時の対応策について、あらかじめリスクを想定し、連絡体制や責任者を明確にするなど、必要な体制の整備等に取り組む。

中　期　計　画	No.		Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
(2) 安全確保・リスク管理 職員が安全な労働環境で業務に従事できるよう配慮するとともに、イベント等の開催にあたっては事故等の発生を未然に防止するよう取り組む。 また、事故・災害等の緊急時の対応策について、予めリスクを想定し連絡体制や責任者を明確にするなど、必要な体制の整備等に取り組む。	46	2 R3 (B) R2 (A)	《評価理由》 「道総研安全衛生管理規程」、「新型コロナウイルス感染症対策業務継続計画（ＢＣＰ）」等に基づき、職員の安全及び健康の確保を図る取組を実施するとともに、安全管理の体制強化をはじめ、職員の安全確保・リスク管理に資する取組を実施しているものの、令和３年度に業務中の重大事故が発生し、中期計画が求める達成度を満たすに当たって課題があることから、２評定とする。 《業務実績》 ○　「道総研安全衛生管理規程」等に基づき、次のとおり実施した。 ・　毎年度、総括安全衛生委員会を開催したほか、決定・報告した内容を直近の本部長会議で報告・共有し、労働災害等の発生防止に向け、徹底を図った。 また、各試験場等において安全衛生委員会等を開催し、安全衛生に係る各種取組状況について意見交換を行い、安全衛生意識の向上を図った。 《労働衛生》 ・　巡回健康診断をはじめとする各種健康診断を実施し、所見のあった職員には個別面談や保健指導を行うなど、職員の健康管理に努めた。 また、保健師による「健康だより」発行や「健康づくりセミナー」開催により、職員の健康増進の意識向上を図った。 ・　職員のメンタルヘルス不調の未然防止を目的とした「ストレスチェック検査」を実施するとともに、「管理職員のための精神疾患等職員への対応に関する手引き」を全面改正し、管理職に対して職員が精神疾患やその恐れがある場合の適切な対応を指導した。 《労働安全》 ・　令和３年度に業務中の職員の死亡事故が発生した。 警察及び労働基準監督署の現場検証においても事故原因は特定されなかったものの、事故の重さを組織全体で認識し「二度と同じような事故を起こさない」という想いを共有した。 ・　事故後、安全な職場環境づくりのため「安全管理」を専掌する職員を配置し、体制強化を図った。 また、業務中の事故等のリスクマネジメントを行うにあたり、外部有識者の安全管理に関する専門的、技術的知見を活用することにより、労働災害の未然防止及び職員の安全確保を図ることを目的として、安全管理アドバイザーを配置した。 ・　安全パトロールや交通安全講習会を実施し、各試験場等の安全教育に取り組んだ。 また、各試験場長等が参加する安全推進・情報連絡会議の場において、労働災害及び業務車事故に係る事項を共有し、同類事故の発生防止に努めた。	・引き続き、職員が安全な労働環境で業務に従事できるよう配慮するとともに、イベント等の開催にあたっては事故等の発生を未然に防止するよう取り組む。 また、事故・災害等の緊急時の対応策について、取り組んでいく。

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
	(46)	○　新型コロナウイルス感染症について、組織における感染拡大と職員の健康被害の最小化を図りつつ、道総研のミッションを果たすために必要な業務を継続していくことを目的に「新型コロナウイルス感染症対策業務継続計画（ＢＣＰ）」を策定し、各種取組を実施した。 《主な取組》 ・「通勤時や勤務形態の工夫による感染防止策」 自家用車等通勤の活用、分散出勤の実施、テレワークの推進 ・「職員実行による感染防止策」 マスクの着用、咳エチケットの励行、手洗い・アルコール消毒の徹底、サーモメーターによる検温 ・「職場における感染防止策」 室内換気、執務室の消毒、アクリル板設置、職員間のソーシャルディスタンス確保 ○「道総研危機管理マニュアル」を全面改訂し、労働災害発生時の対応マニュアルの新設、全ての危機事案における緊急時連絡体制、速報や発生報告書の統一化、報道発表のタイミングや内容の明確化などを行い、危機を未然に防止するための取組や発生時の対応をわかりやすく明確にした。 また、事故等発生の都度、各試験場等に「マニュアル」に則って事故速報を提出するよう指示するなど、その周知・徹底を図った。	

中　期　目　標　項　目
第5　その他業務運営に関する重要事項 2　内部統制の整備 (3)　情報セキュリティ管理

中　期　目　標
個人情報や企業情報等の職務上知り得た秘密事項について、漏えいの防止等の適切な管理を行う。 特に、情報システム及び関連機器等の情報管理についても、リスクを低減するために必要な対策を講ずる。

中　期　計　画	No.		Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
(3) 情報セキュリティ管理 情報セキュリティポリシーに基づき、システム機器の安全確保を図ることや、職員に対する研修・注意喚起を行うことなどにより、部外者の不正なアクセス、職員等による改ざん・漏えいを防止するなど、情報資産を適切に管理する。	47	2 R3 (A) R2 (B)	《評価理由》 情報セキュリティポリシーに基づきシステム機器の安全確保を図り、個人情報及び企業情報等の流出防止やデータの保全等、情報資産の管理を行っていたものの、職員による不正に入手したソフトウェアの業務利用の事実が発覚したことや、複数の外部あてにメールアドレスが流出する事故が発生し、中期計画が求める達成度を満たすに当たって課題があることから、２評定とする。 《業務実績》 ○　管理するサーバやパソコンのセキュリティソフトの定義ファイル（パターンファイル）が常に最新となるように設定し、運用保守業者と連携して監視を強化するとともに、 不審メール等に対する注意喚起を行った。 ○　新型コロナウィルス感染症感染拡大防止対策として、在宅勤務における勤務環境の充実のため、テレワークシステムを構築し、「道総研におけるテレワークの試行に関する取扱要綱」によるリモートアクセス環境におけるセキュリティ対策を行った。 ○　複数の外部あてに電子メールを一斉送信する際に誤って「あて先（To）」欄に複数のメールアドレスを入力することによりあて先のメールアドレスが流出する事故が発生した。 事故発生後は、全職員に対し流出対策を実施するよう指示するとともに、職員一人一人の意識向上を図るために職場研修を実施した。 また、グループウェアに誤送信防止設定を講じた。 ○　職員による不正に入手したソフトウェアの業務利用の事実が発覚し、正規品を製造・販売する企業に対し、著作権法違反に対する損害賠償金を支払う事案が発生した。 事故発生後は、全職員への研修をはじめ各種再発防止策を講じた。	・引き続き、情報セキュリティポリシーに基づき、システム機器の安全確保を図ることや、職員に対する研修・注意喚起を行うことなどにより、部外者の不正なアクセス、職員等による改ざん・漏えいを防止するなど、情報資産を適切に管理する。

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
	(47)	《再発防止策》 ・ 全職員を対象とした「情報セキュリティ研修会」を実施 ・ 情報セキュリティポリシーにおける職員の責務及び遵守事項を再周知 ・ 正職員、契約職員を問わず、新規採用職員に対して雇い入れ時教育として、研修にセキュリティのカリキュラムを盛り込み、継続的・定期的に職員への教育・研修を実施することとした ・ ソフトウェアインストール手順の明確化 ・ 管理者パスワード管理の強化 ・ 情報資産管理に関する規程等の整備	

中　期　目　標　項　目
第5　その他業務運営に関する重要事項 3　社会への貢献 (1)　国際協力

中　期　目　標
国、道、ＪＩＣＡ（独立行政法人国際協力機構）等が実施する国際協力事業への参画等を通じて社会貢献に取り組む。

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）		Ｒ５～６年度　実施予定
第4 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置 3 社会への貢献		評価結果	4　0　3　3　2　0　1　0	
(1) 国際協力 行政や企業、大学等と連携し、ＪＩＣＡ（独立行政法人国際協力機構）などが実施する国際協力事業に研究員の派遣、技術支援等で協力する。	48	3 R3 (A) R2 (A)	《評価理由》 期初は、コロナウィルスの感染拡大防止措置に伴う渡航制限の影響を受けたものの、オンラインを活用した国際協力を継続しており、視察団の受け入れも増加傾向にあることから、３評定とする。 《業務実績》 ○　期初は、コロナウィルスの感染拡大防止措置に伴う渡航制限により協力件数は3件となっているが、オンラインでの協力の実施、渡航制限の解除により、国際協力事業の件数は回復しつつある。	行政や大学等と連携し、外部からの要望に応じて、ＪＩＣＡ（独立行政法人国際協力機構）などが実施する国際協力事業に、研究員の派遣や技術支援等、オンラインなども活用しながら協力する。

【単位：件】

	R2	R3	R4	R5	R6
国際協力事業等への協力件数	3	12	20	－	－

中　期　目　標　項　目
第5　その他業務運営に関する重要事項 3　社会への貢献 (2)　科学技術に対する道民等の理解の促進

中　期　目　標
道民等に対し、科学技術に対する理解の促進を図るための取組を実施する。

中　期　計　画	No.		Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
(2) 科学技術に対する道民等の理解の促進 道民等への科学技術に対する理解の促進を図るため、視察者や見学者の対応、公開デー等の各種イベントの開催や出展等に取り組む。	49	3 R3 (A) R2 (A)	《評価理由》 コロナウィルスの感染拡大防止措置がとられる中、様々な工夫を行い対応した。道民向けイベントでは、オンラインを活用してサイエンスパークや各種セミナー、施設公開を開催することで、道外からの参加も可能となり、参加者数が増加した。視察・見学は感染対策を行って実施し、可能な範囲で受入対応を行っている。以上のように、道総研の研究成果等の発信を広く行うなど、科学技術に対する理解の促進に繋がる取組を行ったことから、３評定とする。 《業務実績》 ○　道内外の団体や道民等の視察・見学者の受入れは、人数制限や分散配置、動画等を活用して実施した。道内学校への出前授業は、期初は中止せざるを得なかったが、オンラインを活用し順次再開した。一般向けセミナーや、子どもたちに科学技術を身近に感じてもらうための参加体験型イベントである「サイエンスパーク」は、本部と各研究本部が連携して開催し、広く道総研の活動や科学技術に対する理解増進に向けて取り組んだ。	一般道民の科学技術に対する理解促進に向け、道総研に対する認知度の向上、利用の拡大を図るため、視察・見学の対応や施設公開、研究成果の知見等を普及するイベントをオンライン等も活用して開催し、利便性の向上や参加者数の増加を図る。

【単位：件・名】

	R2	R3	R4	R5	R6
視察者・見学者受入件数	208	151	245	－	－
視察者・見学者延べ受入人数	3,575	1,868	2,549	－	－
出前授業の実施件数	3	35	29	－	－
道民向けイベントの開催件数	10	13	18	－	－
道民向けイベントの延べ参加者数	14,435	24,160	30,327	－	－
うち公開デー等の開催件数	1	2	5	－	－
うち公開デー等の延べ参加者数	157	21,854	26,615	－	－

中　期　目　標　項　目
第5　その他業務運営に関する重要事項 3　社会への貢献 (3)　災害等への対応

中　期　目　標
災害又は事故が発生し、道や市町村への技術的な協力等の支援が必要な場合は、迅速かつ的確に対応する。

中　期　計　画	No.		Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）	Ｒ５～６年度　実施予定
(3) 災害等への対応 災害等発生時において、道との協定に基づき、道や市町村が必要とする支援を迅速かつ的確に実施する。	50	3 R3 (A) R2 (A)	《評価理由》 道との協定に基づく支援として令和４年４月に道内で発生した高病原性鳥インフルエンザに係る防疫業務に協力したほか、協定に基づく要請がなかった年度においても道からの協力依頼等に基づき、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止や、道東沿岸の赤潮対策、全道各地で発生したヒグマ被害への対策等について、災害等への対応に資する取組を十分に実施したことから、３評定とする。 《業務実績》 ○　「北海道と道総研との災害時等の緊急時における業務連携に関する協定書」に基づく要請や、協力依頼に基づく各分野に係る技術的な助言や各種調査を行った。 《主な取組》 ・ 高病原性鳥インフルエンザに係る防疫業務に対する職員派遣、物資提供等 ・ 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る取組 フェイスシールドのサンプル提供、技術指導（産業技術環境研究本部） 「北海道の冬季の寒さに配慮した学校の換気方法」の提案（建築研究本部） 道立学校において換気に係る感染症対策改善セミナーの実施（建築研究本部） ・ 道東沿岸で発生した赤潮対策に係る緊急調査（水産研究本部） ・ 全道各地で発生したヒグマ被害に係る現地対応、専門的助言等（産業技術環境研究本部） ・ 長万部町で発生した水柱現象に係る現地調査、専門的助言等（産業技術環境研究本部） ・ 地震防災対策における減災目標策定に関するワーキンググループへの職員派遣 （産業技術環境研究本部、建築研究本部） ・ 被災建築物応急危険度判定訓練への職員派遣（建築研究本部）	・引き続き、災害等発生時において、道との協定に基づき、道や市町村が必要とする支援を迅速かつ的確に実施する。

中　期　目　標　項　目
第5　その他業務運営に関する重要事項 4　情報公開

中　期　目　標
道民に開かれた試験研究機関として、積極的な情報の公開及び提供を行い、道民に対する説明責任を果たす。

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）		Ｒ５～６年度　実施予定
第4 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置 4 情報公開		評価結果	4 0 3 1 2 0 1 0	
運営に関する情報について、ホームページ等を活用して積極的に公開・提供を行い、道民に対する説明責任を果たす。	51	3 R3 (A) R2 (A)	《評価理由》 法人運営に関する情報はホームページで遅滞無く公開している。また、ホームページの情報到達性の向上のため、トップページや各所のデザイン等を随時改修、更新した。ウェブアクセシビリティの向上のため、検査とそれに伴う修正作業を行い、目標を達成していることから、３評定とする。 《業務実績》 ○　ホームページ等により、法人運営等に関する情報を公開したほか、ホームページの情報到達性の向上のため、トップページや各所のデザイン等を随時改修、更新した。 また、ウェブアクセシビリティの向上のため、検査とそれに伴う修正作業を行い、誰もが支障なく情報や機能を利用できるようにした。	法人運営に関する情報を遅滞なくホームページに掲載するとともに、フェイスブックやメルマガなど他の情報ツールと連携して、情報へのアクセス性を高める。またホームページ運用システムの更新に伴い、閲覧性のさらなる向上を図る。

【単位：件】

	R2	R3	R4	R5	R6
ホームページ発信・更新件数	929	974	1,052	－	－

中　期　目　標　項　目
第5　その他業務運営に関する重要事項 5　環境への配慮

中　期　目　標
業務運営に際しては、環境への配慮に努める。

中　期　計　画	No.	Ｒ２～４年度 自己点検・評価（実績等）		Ｒ５～６年度　実施予定
第4 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置 5 環境への配慮		評価結果	4 0 3 1 2 0 1 0	
業務運営にあたっては、環境に配慮した物品の購入や、廃棄物の分別徹底など、環境への配慮に取り組む。	52	3 R3 (A) R2 (A)	《評価理由》 業務運営にあたっては、環境に配慮した物品の購入や廃棄物の分別徹底はもとより、働き方改革の取組を通じてペーパーレス化の推進につなげる取組を実施するなど、中期計画の達成に向けて取組を順調に実施しているので、３評定とする。 《業務実績》 ○　業務運営に当たっては、マルチディスプレイや大型ディスプレイを活用した会議資料の共有、グループウェアの各機能（「回覧・レポート」、「アンケート」機能等）やビジネスチャットツールを活用することにより、ペーパーレス化を推進するとともに、「事務改善に関するガイドライン」に基づき、節電など省エネルギー対策に係る取組や、再生紙をはじめとする環境に配慮した製品の積極的な購入の促進、廃棄物の分別の徹底に努めた。 ○　職員一人一人が、省エネ・節電を強く意識した働きやすい服装で執務を行う「ナチュラル・ビズスタイル」を実施した。 【単位：千円】	・引き続き、環境に配慮した物品の購入や、廃棄物の分別徹底など、環境への配慮に取り組む。

	R2	R3	R4	R5	R6
グリーン購入の金額	27,395	22,034	31,275	－	－